

個人情報保護法等改正の動向

弁護士・ひかり総合法律事務所
板倉陽一郎

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

1

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。弁護士(ひかり総合法律事務所)。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向(消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官)。
- 情報ネットワーク法学会理事，情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会幹事。経済開発協力機構(OECD)情報セキュリティ・プライバシー作業部会(WPISP)(現・デジタル経済におけるセキュリティ及びプライバシー作業部会(WPSPDE))日本代表団，経済産業省・パーソナルデータの利活用に関する事前相談評価有識者委員，消費者庁・個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査委員会委員等を歴任。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

2

資料の構成

- 0.前提
 - 0.1.個人情報保護法の概説
 - 0.2.「ビッグデータ」
- 1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し
 - 1.1.パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針
 - 1.2.制度見直し方針後の検討状況
 - 1.3.技術検討ワーキンググループ 報告書
 - 1.4.パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱
 - 1.5.パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)
 - 1.6.大綱に対する消費者委員会意見, パブリックコメント
- 2.データ保護に関する海外動向
 - 2.1.欧州(欧州連合及び欧州評議会)
 - 2.2.米国
 - 2.3.OECD
- 3.今後のスケジュール等
- 参考文献

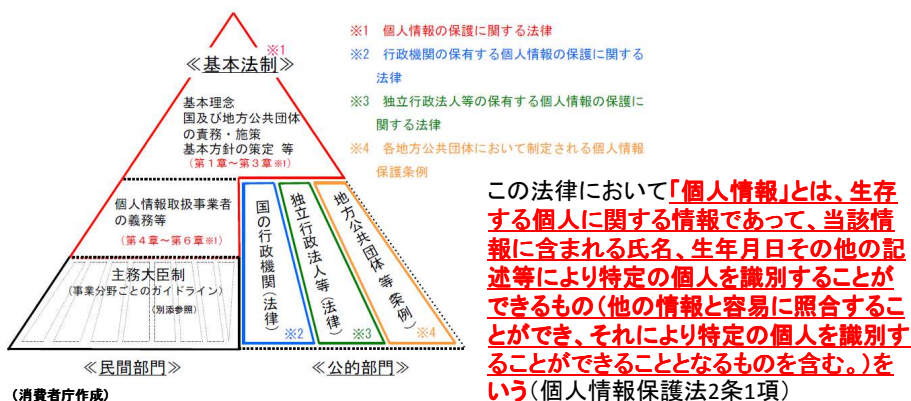
2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

3

0.1. 個人情報保護法の概説

個人情報保護に関する法体系イメージ



2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

4

個人情報取扱事業者とは

基本理念

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(法3条)

義務規定 (法第4章～)

■ 個人情報取扱事業者

5,000人分を超える※個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者 (施行令2条)

※過去6か月間に一度でも超えていれば該当。

■ 一般私人

(事業の用に供しない者)

■ 左記以外の事業者

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

5

消費者庁概説資料より抜粋

利用目的に関する規律

利用目的による制限(法16条) = 目的外利用には原則としてあらかじめ本人の同意が必要

利用目的の特定 (法15条)

<取得する場合>

利用目的の通知等 (法18条)

あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、本人に利用目的を通知し、または公表する義務

※書面による直接取得の場合は、あらかじめ本人に明示する必要あり。

適正な取得 (法17条)

<継続的に利用する場合>

保有個人データ(※)に関する事項の公表等 (法24条1項)

- ・個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ・全ての保有個人データの利用目的
- ・開示・訂正・利用停止等の手続

などを本人の知り得る状態に置かなければならない

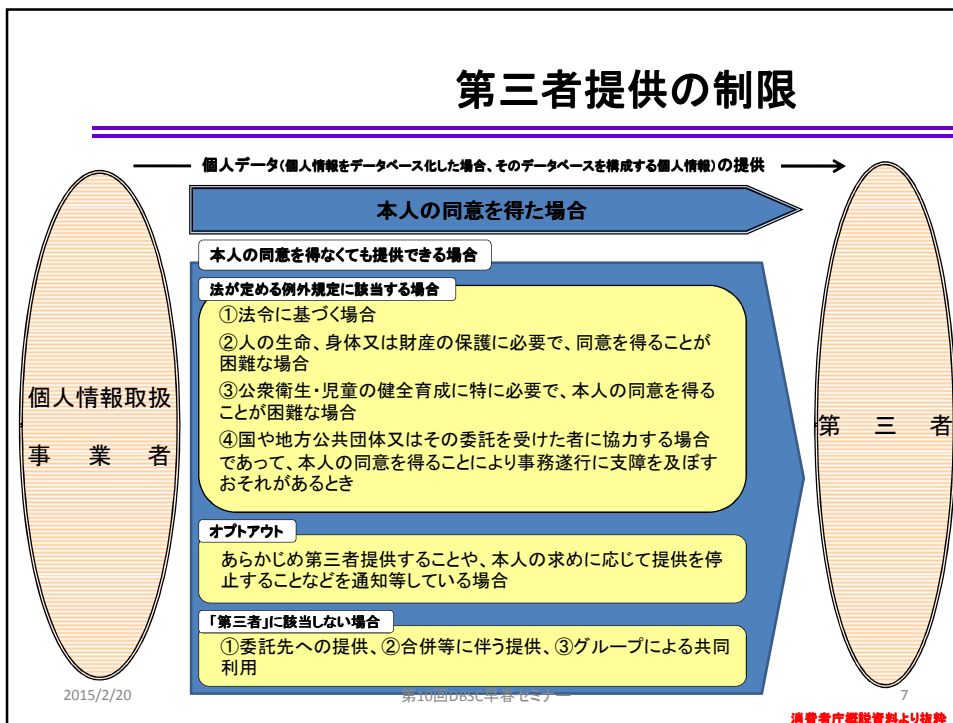
※ 個人データのうち、開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する情報

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

6

消費者庁概説資料より抜粋



安全管理措置義務等

○ 個人データの内容の正確性の確保 (法19条)
 利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保するよう努めることが必要。

★**具体的な措置 (例)**

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定 等

○ 安全管理措置 (法20条)
 個人データの漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置を講じることが必要。

★**具体的な措置 (例)**

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 事業者内部の責任体制の確保 (個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等) 等

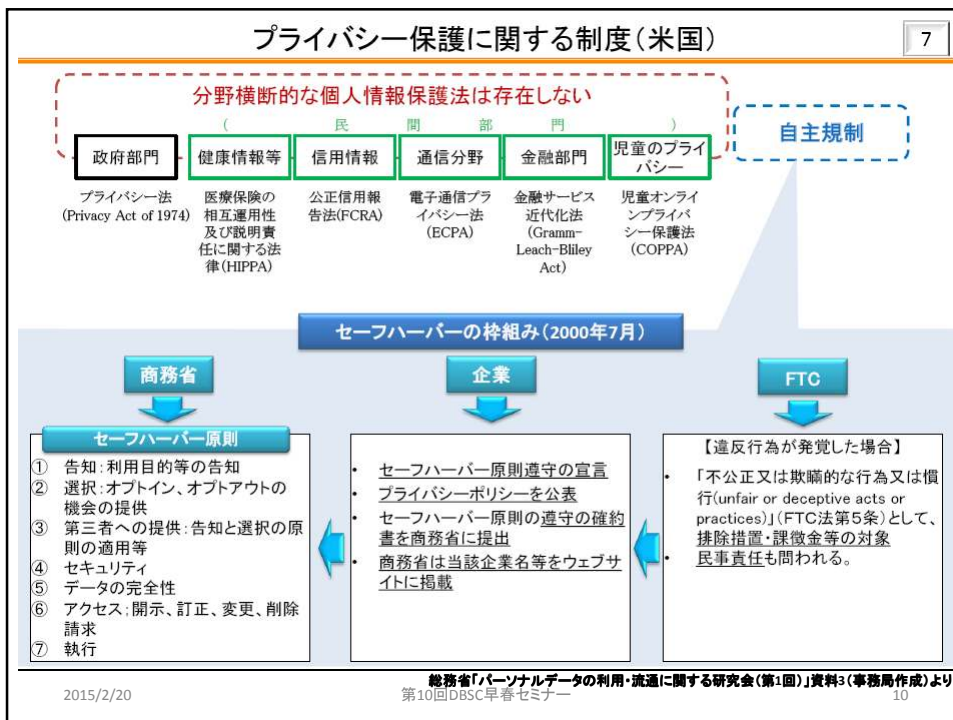
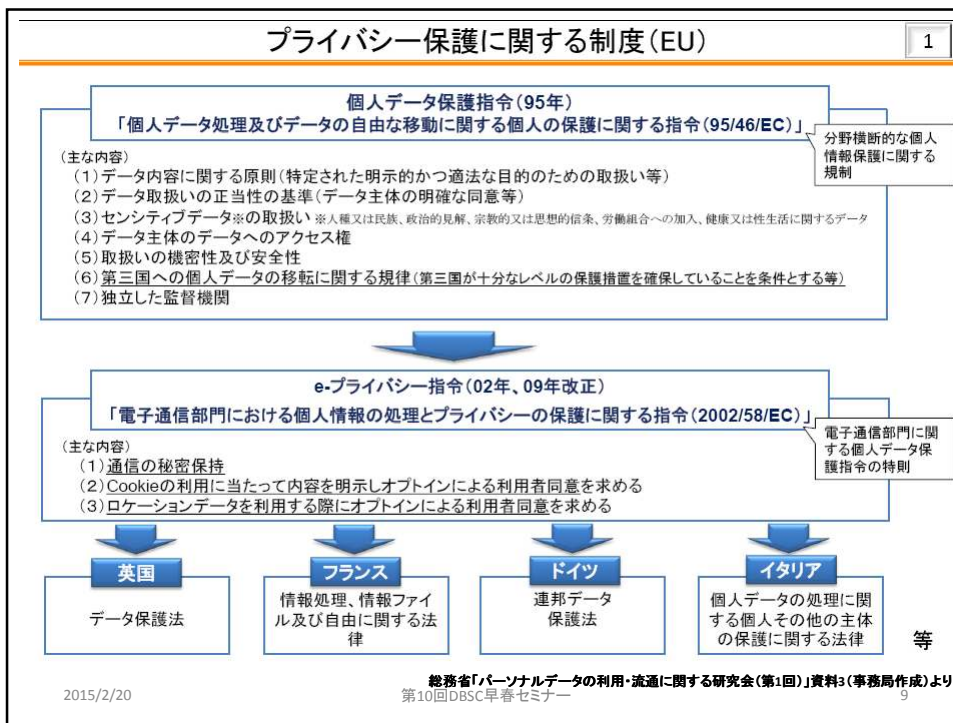
○ 従業者・委託先の監督 (法21-22条)
 個人データの安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対して監督を行うことが必要。

★**具体的な措置 (例)**

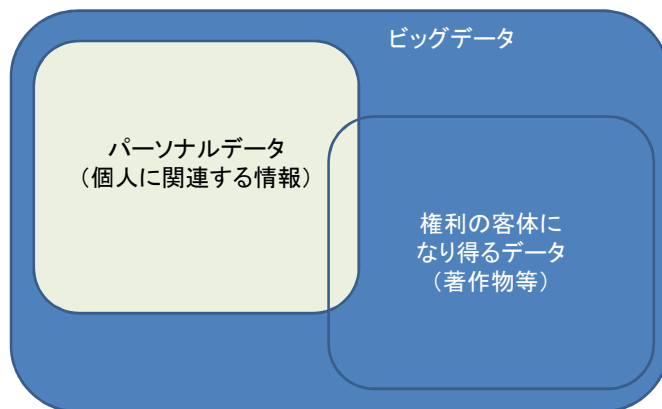
- ・ 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・ 個人情報保護措置の委託契約への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

2015/2/20
第10回DBSC年春セミナー

消費者庁概説資料より抜粋



0.2.ビッグデータ



2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

11

従来の個人情報の利用方法

- ・無料プレゼント
- ・友達紹介
- ・その他特典

・カタログ請求

12

ビッグデータの利活用

201 第10回DBSC早春セミナー 13

1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し (1) 個人情報保護法成立から消費者委員会報告書まで

- 成立, 施行
 - 2003年5月 個人情報保護関係5法(個人情報保護法, 行政機関個人情報保護法, 独立行政法人等個人情報保護法等)成立
 - 2005年4月 個人情報保護法全面施行
- 内閣府
 - 2007年6月 第20次国民生活審議会 個人情報部会 「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」→「**基本方針**」改正
- 消費者庁(内閣府から移管)
 - 2011年7月 第1次消費者委員会 個人情報保護専門調査会 「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」→**第2次以降では専門調査会設置されず**
- **個人情報保護法は成立してから一度も正面から改正されて来なかった。**

1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し (2) 総務省, 経産省の検討+規制改革系の動き

- 総務省
 - 2010年5月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言→**ライフログ, 行動ターゲティング広告**
 - 2012年8月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン プライバシー イニシアティブ -利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション-」→**スマートフォンにおける個人に関する情報の取扱い等**
 - 2013年6月 パーソナルデータの利用・流通に関する研究会「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書 ~パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策~」→**「パーソナルデータ」についての包括的な検討**
- 経産省
 - 2013年5月 IT融合フォーラムパーソナルデータワーキンググループ報告書「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」→**同意取得の方法等の検討**
- 規制改革(内閣府行政刷新会議及び規制改革会議)
 - 2013年6月 規制改革会議「規制改革に関する答申~経済再生への突破口~」→**「いわゆる匿名化された情報の個人情報保護法上の取扱いの明確化」**

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

15

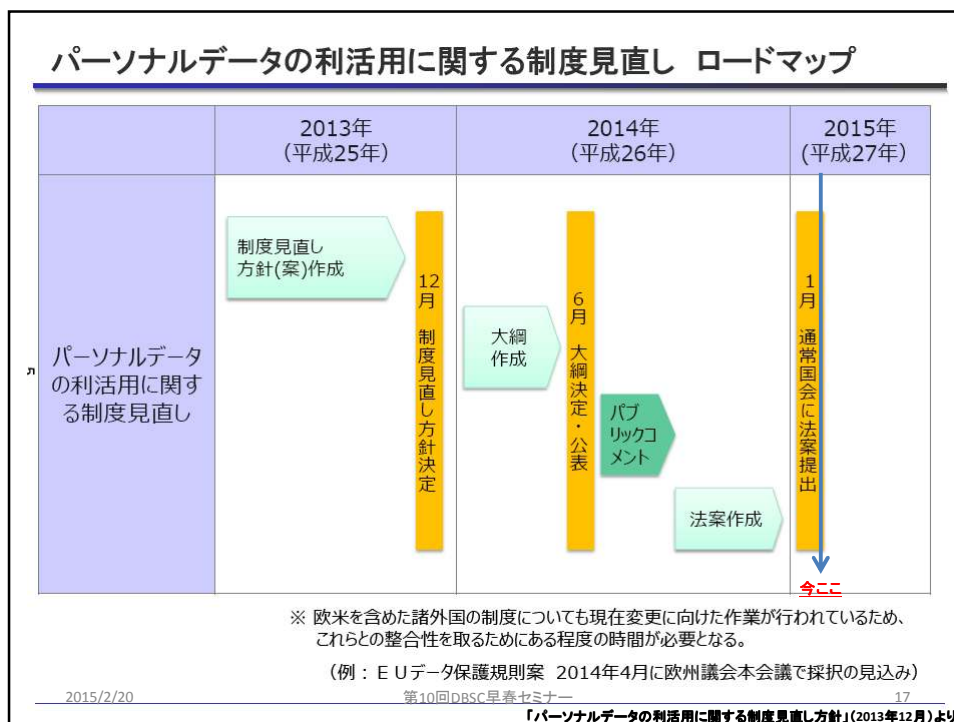
1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し (3) 内閣官房IT総合戦略本部決定に至るまで

- 内閣官房IT総合戦略本部
 - 2013年6月 **「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)**
 - 2013年9月 「パーソナルデータに関する検討会」設置(座長:堀部政男一橋大学名誉教授)(2013年12月まで5回開催)
 - 2013年9月 「技術検討ワーキンググループ」設置(主査:佐藤一郎国立情報学研究所教授)(2013年12月まで4回開催)
 - 2013年12月 **「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(本部決定)**
 - 技術検討ワーキンググループ「報告書」「今後の検討課題」
- **「本方針に基づき, 詳細な制度設計を含めた検討を加速させる。検討結果に応じて, 平成26年(2014年)6月までに, 法改正の内容を大綱として取りまとめ, 平成27年(2015年)通常国会への法案提出を目指すこととする。」とのスケジュールが示された。**

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

16



1.1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

- **I 旨** パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣
- **II** パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性
 - 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
 - 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
 - 3. グローバル化に対応する見直し
- **III** パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項
 - 1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備
 - 2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い
 - 3. 国際的な調和を図るために必要な事項
 - 4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項
- **IV** 今後の進め方

1.2.制度見直し方針後の検討状況

- 第6回(2014年3月27日)
 - 論点提示
 - 第三者機関について→主務大臣の権限移譲
- 第7回(2014年4月16日)
 - 「個人情報」等の定義→「(仮称)準個人情報」「(仮称)個人特定性低減データ」「機微情報」等
- 第8回(2014年4月24日)
 - 「個人情報」等の定義(続)
 - 域外適用・越境執行協力・国外移転制限等
- 第9回(2014年5月20日)
 - 事業者等ヒアリング→「個人情報」等の定義に議論集中
 - 技術検討WG中間報告

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

19

1.2.制度見直し方針後の検討状況 (続)

- 第10回(2014年5月29日)
 - オプトアウト, 名簿屋
 - 技術検討WG報告書
 - 「基本的な考え方」, 論点整理表
- 第11回(2014年6月9日)
 - 大綱案(事務局案)
- 第12回(2014年6月17日)
 - 大綱案(検討会案)→検討会決定
- IT総合戦略本部決定(2014年6月24日)
- パブリックコメント(2014年6月25日～7月24日, 結果2014年10月7日)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

20

1.2.制度見直し方針後の検討状況 (続続)

- 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会
 - － 第1回(2014年7月31日)～第8回(2014年11月11日)
 - 「中間的な整理」(2014年11月21日)
 - － 第9回(2014年11月28日)～第12回(2014年12月25日)
 - 「中間的な整理」その2(2015年1月30日)
- 第13回(2014年12月19日)
 - － 「パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係る法律案の骨子(案)」
- 自民党政務調査会内閣部会・消費者問題調査会・IT戦略特命委員会
 - － 「個人情報保護法改正に関する提言」(2015年2月12日)
- 法案提出(2015年1月～通常国会)(予定)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

21

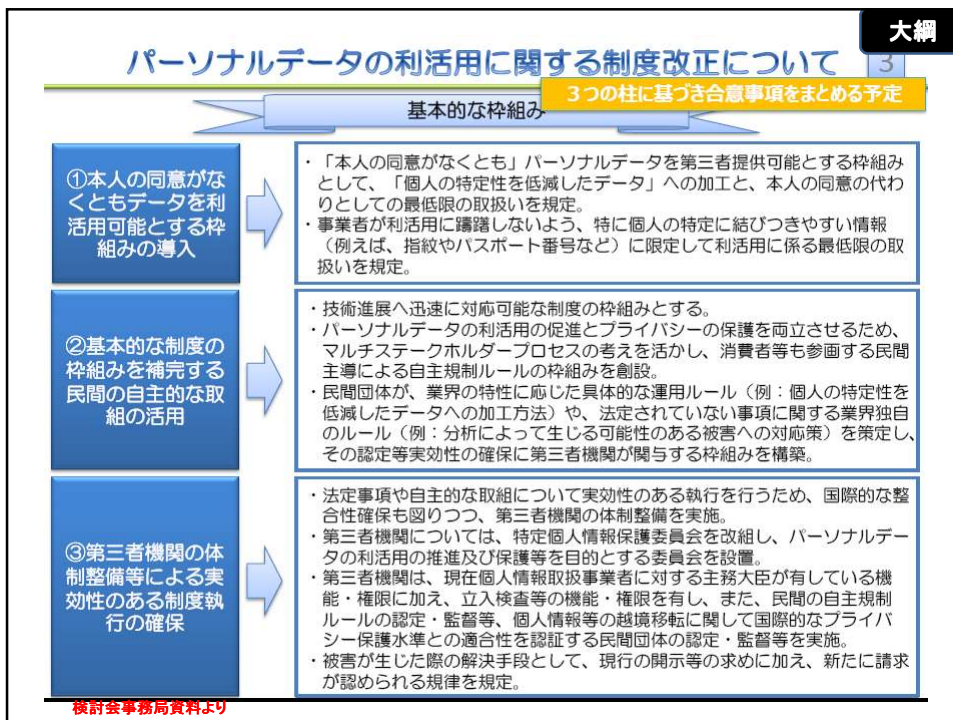
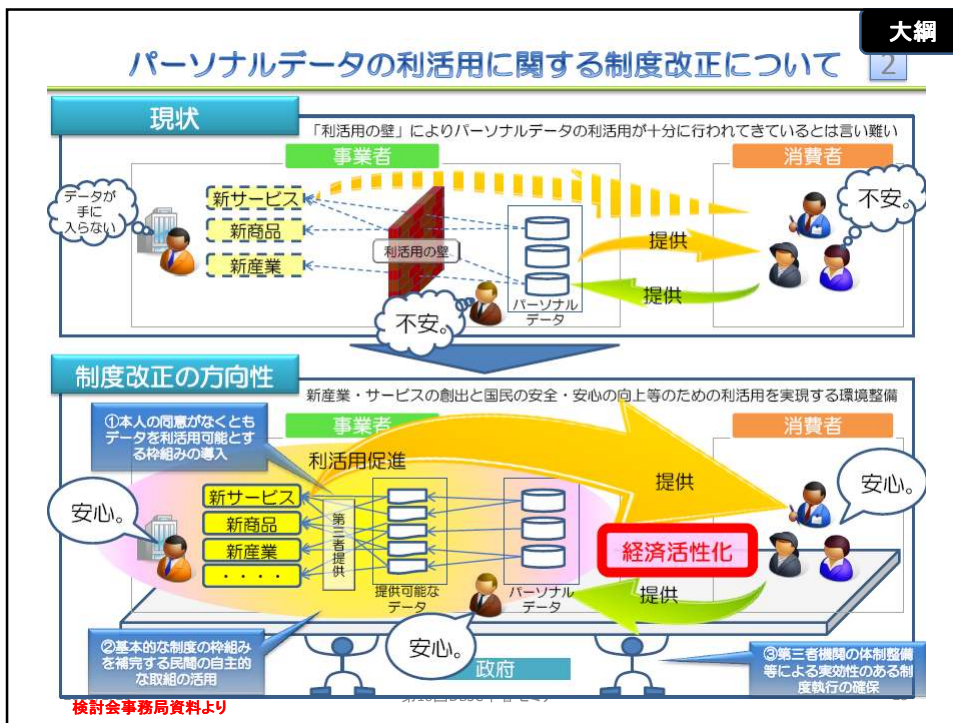
大綱

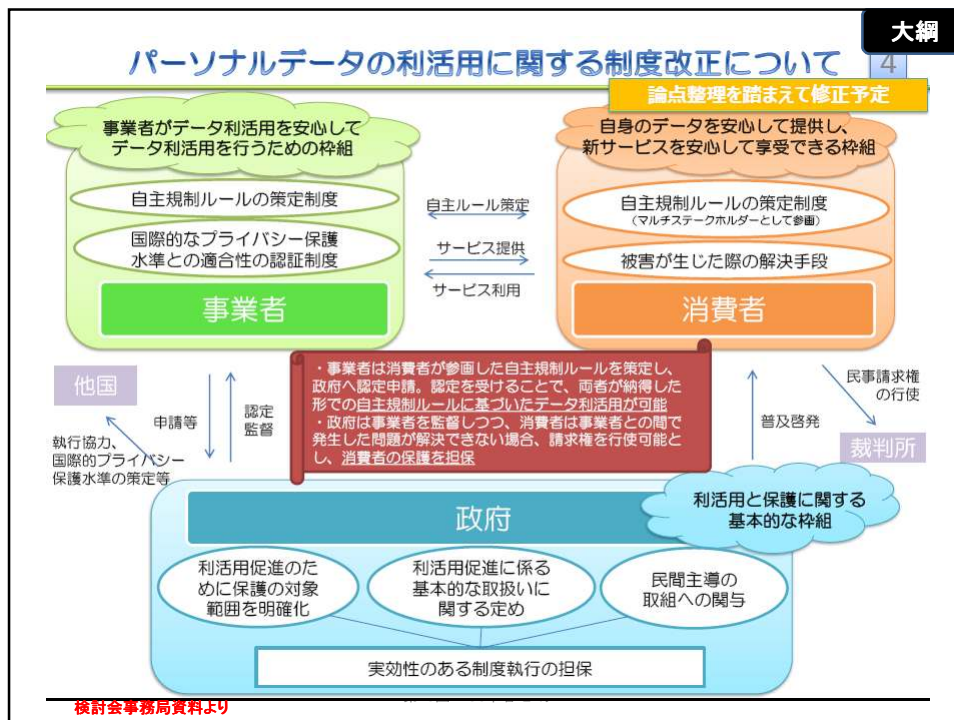
パーソナルデータの利活用に関する制度改革について 1

基本的考え方

- 情報通信技術の進展より、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ(グレーゾーン)のために社会的な批判を受けて、利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、これまで、**パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言えない。**
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げ、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、**新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うこと**としている。
- これが今回の制度改革の主な目的・理由であり、制度改革により実現する新たな枠組み・ルールのポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。**
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合は、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。**
 - ③ 利活用推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する。**
- なお、制度改革に当たっては、**国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とすることを旨とする。**

検討会事務局資料より





1.3. 技術検討ワーキンググループ 報告書

- 検討事項
 - 「(仮称)準個人情報」の定義等, 「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について技術的な観点から検討する旨の依頼に対する検討結果を取りまとめ
- 1 検討に当たっての前提条件
 - 「(仮称)準個人情報」は、特定の個人が識別されて生じる権利利益の侵害を事前に防止する観点から検討。
 - 「(仮称)準個人情報」は「特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの」とされているが、「本人の権利利益侵害」には次の2つの場合がある。ここでは、①のみを検討している。
 - ①「(仮称)準個人情報」から何らかの状況で個人が特定されてしまうことで、権利利益侵害が生じる場合
 - ②「(仮称)準個人情報」から個人が特定されないままで、権利利益侵害が生じる場合。
 - 「(仮称)個人特定性低減データ」は、当該データ単独での個人特定性の低減についてのみ対象。提供の際に適正に加工されたものであるものに関しては、何らかの権利利益侵害が生じた場合には受領者側の責任であるものとして検討。

1.3.技術検討ワーキンググループ 報告書(続)

- 2 「(仮称)準個人情報」の定義等について
 - 特定の個人が識別されていない情報であっても、識別されるおそれのある情報を「(仮称)準個人情報」とすることは妥当。
 - 識別子を対象とする。その際の指標として、
 - 本人又は本人の所有物との密接性
 - 一意性／単射性
 - 共用性
 - 変更可能性／不変性／利用停止可能性について容易に変更できない
 - 「移動履歴、購買履歴等の特徴的な行動の利益」は一律に「(仮称)準個人情報」に該当すると判断することは困難。
- 3 「(仮称)個人特定性低減データ」の定義等について
 - 「(仮称)個人特定性低減データ」への加工については、最低限の加工方法であっても、データの種類に応じて加工方法は多様であり、一律の基準を示すことは困難。
 - 事務局案の定義を見直し、個人情報又は「(仮称)準個人情報」から特定の個人を識別する蓋然性の低いものに加工を施して、特定の個人を識別することが困難になるようにしたものである旨の定義に変更することを提案。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

27

1.4.「大綱」目次

- 第1 はじめに
- 第2 基本的な考え方
 - I 制度改正の趣旨
 - 1 背景
 - 2 課題
 - II 制度改正内容の基本的な枠組み
 - 1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等
 - 2 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 - 3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保
- 第3 制度設計
 - I 目的・基本理念
 - II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等
 - 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い
 - 2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い
 - III 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 - 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
 - 2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設
 - 3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

28

1.4. 「大綱」目次(続)

- 第3 制度設計(続)
 - IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保
 - 1 第三者機関の体制整備
 - 2 行政機関, 独立行政法人等, 地方公共団体及び事業者間のルールの整合性
 - 3 開示等の在り方
 - V グローバル化への対応
 - 1 域外適用
 - 2 執行協力
 - 3 他国との情報移転
 - VI その他の制度改正事項
 - 1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い
 - 2 学術研究目的の個人情報等の取扱い
 - VII 継続的な検討課題
 - 1 新たな紛争処理体制の在り方
 - 2 いわゆるプロファイリング
 - 3 プライバシー影響評価(PIA)
 - 4 いわゆる名簿屋

1.5. パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)

- パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)(第13回検討会(平成26年12月19日)公表)
 - 1. 個人情報の定義の拡充
 - 2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備
 - (1) 匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備
 - (2) 利用目的の制限の緩和
 - (3) 情報の利用方法からみた規制対象の縮小
 - 3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備
 - (1) 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備
 - (2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け
 - (3) 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
 - (4) 本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し)
 - (5) 小規模事業者への対応
 - (6) 個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加
 - (7) 開示請求権の明確化
 - 4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備
 - (1) 個人情報保護委員会の主な権限
 - (2) 個人情報保護指針の作成への関与
 - 5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備
 - (1) 国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備
 - (2) 外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
 - (3) 個人データの外国にある第三者への提供の制限

大綱

I 目的・基本理念

個人情報保護法第1条
この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。**

「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いの態様いかんによって侵害されるおそれのある「個人の人格的、財産的な権利利益」(大綱)全般であり、プライバシーはその主要なものであるが、それに限られない。(園部編43頁)

本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のためにパーソナルデータの利活用を益々促進することが望まれる一方、**プライバシー保護の観点**からは、これまでと同様、適切な取扱いが求められる状況にある。そこで、情報通信技術が進展した現代に即した**保護と利活用のバランスがとれたパーソナルデータの適正な取扱い**を定めることを目的とし、制度を見直すこととする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

31

大綱

II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い(前段)

個人情報保護法第16条1項
個人情報取扱事業者は、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報保護法第23条1項柱書
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、個人データを第三者に提供してはならない。

現行法は、個人データの第三者提供や目的外利用をする場合、一定の例外事由を除き本人の同意を要することとしている。この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、**新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど(①)適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とする**など、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講ずることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

32

<p>Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等</p> <p>1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い(後段)</p>	<p>大綱</p>
<p>技術検討WG報告書26頁3.2(提供者の規律)</p> <p>「(仮称)個人特定性低減データ」とするための最限の加工方法を定義することはできない(②)から、特定の個人の識別性を低減させることと利活用のニーズとのバランスを考慮し、事業者自らの判断と責任において適切な加工を施すことが必要である。ついで、仮に、「(仮称)個人特定性低減データ」の受領者において特定の個人が識別され、何らかの個人の権利利益に侵害が生じた場合、その事案のそもその発端として、提供したデータが適正に加工されたものであったか否が問題にならないとも限らないことから、提供した「(仮称)個人低減データ」への加工の適正性に関して、責任の明確化等の観点などから、何らかの証拠を保存する等の対策を施すこと等について検討することが必要であると考えられる。</p> <p>「特定の個人を識別できない」状態というのが、どのようなものであるかという原状提示や、加工方法等のベストプラクティスの提示、ガイドラインの策定、事前相談の充実等を図り、加工方法の柔軟性を制約することなく、明確にするよう努めることが必要である。</p> <p>技術検討WG報告書26頁3.3(受領者の規律)</p> <p>1) 特定の個人を識別しないための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2) (事業者自らにおける、又は委託先からの)情報漏えいが生じないように、適切な措置を講じなければならない。という二点(①)での安全管理措置が必要</p>	<p>また、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする(②)。さらに、当該加工方法等については、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。加えて、適切な加工方法については、ベストプラクティスの共有等を図る(③)こととする。</p>
<p>2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー</p>	<p>33</p>

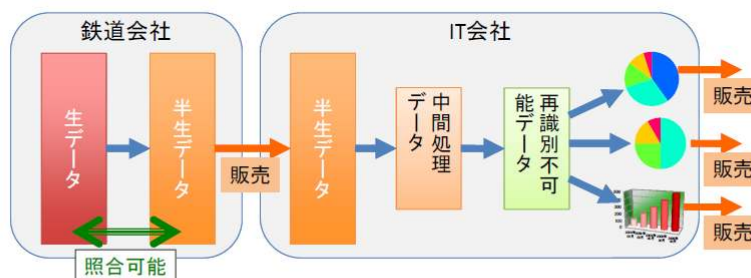
<p>法律案骨子(案)</p> <p>2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備</p> <p>(1)匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備</p>	<p>法律案</p>
<p>(7)第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4の個人情報保護委員会に届け出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除(他の記述等に置き換えることを含む。)をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(イ)(7)により匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする。</p> <p>(ウ)(イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、(7)の削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととする。</p> <p>(エ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する場合も同様とする。</p> <p>(エ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする(この(エ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合も同様とする)。</p>	<p>自民党政務調査会提言5.</p> <p>匿名加工して利用する場合には、委員会への届出によらず、国民が情報を得やすくなるよう、委員会の定める方法により取扱事業者が必要事項を公表すれば足りる旨の規定とすること。</p>
<p>2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー</p>	<p>34</p>

資料1-2

平成25年10月2日

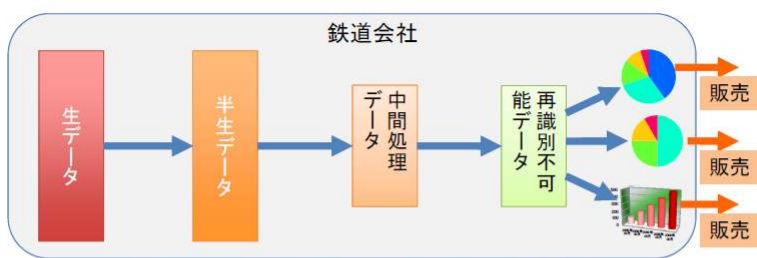
「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて 検討すべき論点」について(私案)

モデル1: ガイドライン対応
モデル2: 立法措置で実現

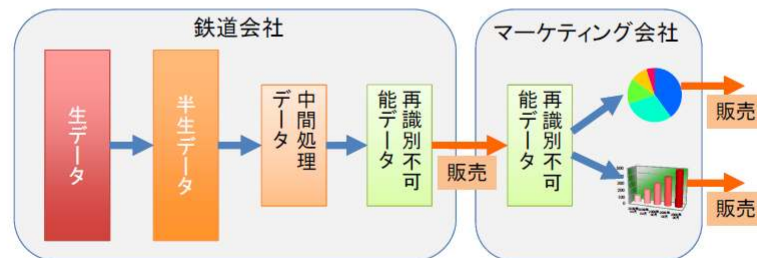


* 某交通カードの乗車履歴データ提供事案 (現行法制下で違法)

第2回検討会鈴木正朝委員資料「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点」について(私案)より抜粋



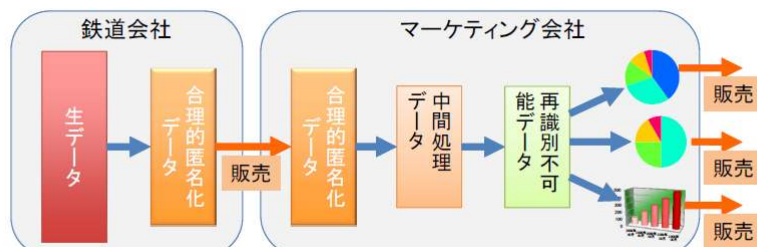
モデル1-① 現行法制下で適法な利活用ビジネス(1)



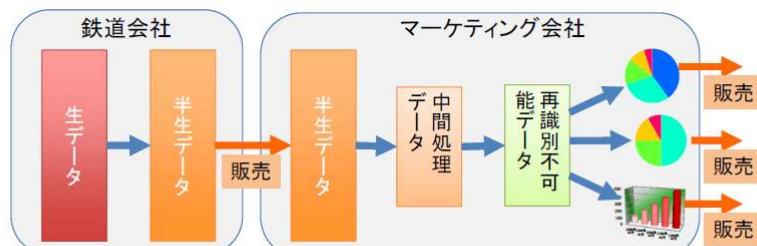
モデル1-② 現行法制下で適法な利活用ビジネス(2)

第2回検討会鈴木正朝委員資料「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点」について(私案)より抜粋

検討会



モデル2-① 立法措置によって認められる利活用ビジネス(1)



モデル2-② 立法措置によって認められる利活用ビジネス(2)

第2回検討会鈴木正朝委員資料「「パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点」について(私案)より抜粋

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備① 法律案

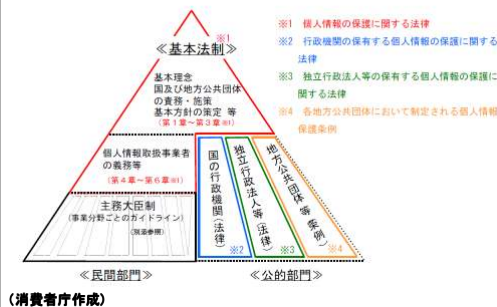
(1) 匿名加工情報



大綱

Ⅱ パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等
2 行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い

個人情報保護に関する法体系イメージ



行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、**利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。**
今回の制度改革に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

大綱

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
1 基本的な制度の枠組みに関する規律
(1) 保護対象の明確化及びその取扱い(前段)

個人情報保護法第2条1項
この法律において「**個人情報**とは、**生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**をいう。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体は個人識別性がない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合としては、例えば、日常的に行われていない他の事業者への特別な照会を要する場合、内部でもシステムが異なる等の事情により技術的に照合が困難な場合が考えられる(事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等は、「容易に照合することができ」場合に当たると考えられる。)(園部編49頁)

パーソナルデータの中には、現状では個人情報として保護の対象に含まれるか否かが事業者にとって明らかでないために「利活用の壁」となっているものがあるとの指摘がある。

このため、個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、**指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする。**

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(1) 保護対象の明確化及びその取扱い(後段)

大綱

技術検討WG報告書15頁2.2.4(「(仮称)準個人情報」の定義)

- ・個人情報ではないこと
- ・生存する個人に関する情報に含まれる識別子又は識別子に相当するものであって、①一意性／単射性を有するもの、②共用性を有するもの、③変更又は利用停止が容易ではないもの、または不変性を有するものであること
- ・上記の条件をすべて満たす識別子又は識別子に相当するものであって、密接性を有するものとして、以下のいずれかに該当するものであること
- ア)個人又は個人が使用する通信機器端末等に関するもの**
- イ)個人の身体的特性に関するもの**
- ウ)上記の2項目のほか、特定の個人の識別につながる多量又は多様な情報の収集を可能にするもの**
- ・ア)については、付番された本来の用途まで制約しよとする趣旨ではないことを明確化すること
- ・ア)からウ)に含まれる具体的な項目については、技術の進展等の急速な時代の変化への対応が必要であることから、**政令等で追加、変更、削除ができるようにすること、また、第三者機関が適切かつ迅速な判断を可能とする仕組みとすること**
- ・上記の要件を満たす識別子又は識別子に相当するものに付随する個人に関する情報も「(仮称)準個人情報」に含むものとする

また、保護対象の見直しについては、事業者の組織、活動の実態及び情報通信技術の進展等社会の実態に即した柔軟な判断をなし得るものとなるよう留意するとともに、**技術の進展や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して、機動的に行うことができるよう措置することとする。**なお、**保護の対象となる「個人情報」等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に努めることとする。**

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
41

法律案骨子(案)

1.個人情報の定義の拡充

法律案

個人情報保護法第2条1項

この法律において「**個人情報**とは、**生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**をいう。

「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体は個人識別性がない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合としては、例えば、日常的に行われていない他の事業者への特別な照会を要する場合、内部でもシステムが異なる等の事情により技術的に照合が困難な場合が考えられる(事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等は、「容易に照合することができ」る場合に当たると考えられる。)(園部編49頁)

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとする。

- (1)特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの(例:指紋データ及び顔認識データ)
- (2)個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの(例:携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号)

自民党政務調査会提言4.

個人情報の定義(範囲)の拡大は行わないこと。現状においては、個人情報か否かを明確に線引きすることが困難であり、新たなグレーゾーンと萎縮効果を拡大しかねないものである。他方、個人情報とは言えないものの、メールアドレスや携帯電話番号のように、それ単体が本人の意思に反して提供・流通することにより、個人のプライバシーへの影響が小さくないものがあることから、委員会が規定するこのような情報の第三者提供については、取扱事業者が自主ルールを定めるなどの対応とすること。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
42

1. 個人情報の定義の拡充

個人情報の定義



Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

1 基本的な制度の枠組みに関する規律

(2) 機微情報

個人情報保護法第2条1項

この法律において「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。**

憲法第14条1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条1項柱書

金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、**信条（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）**については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

社会的差別の原因となるおそれがある人種、信条、社会的身分及び前科・前歴等に関する情報を機微情報として定め、個人情報にこれらの情報が含まれる場合には原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとする。

ただし、機微情報を含む個人情報の利用実態及び現行法の趣旨に鑑み、本人の同意により取得し、取り扱うことを可能とするとともに、法令に基づく場合や人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合の例外規定を設けるなど、取扱いに関する規律を定めることとする。

法律案

法律案骨子(案)
3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備①
(1) 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備

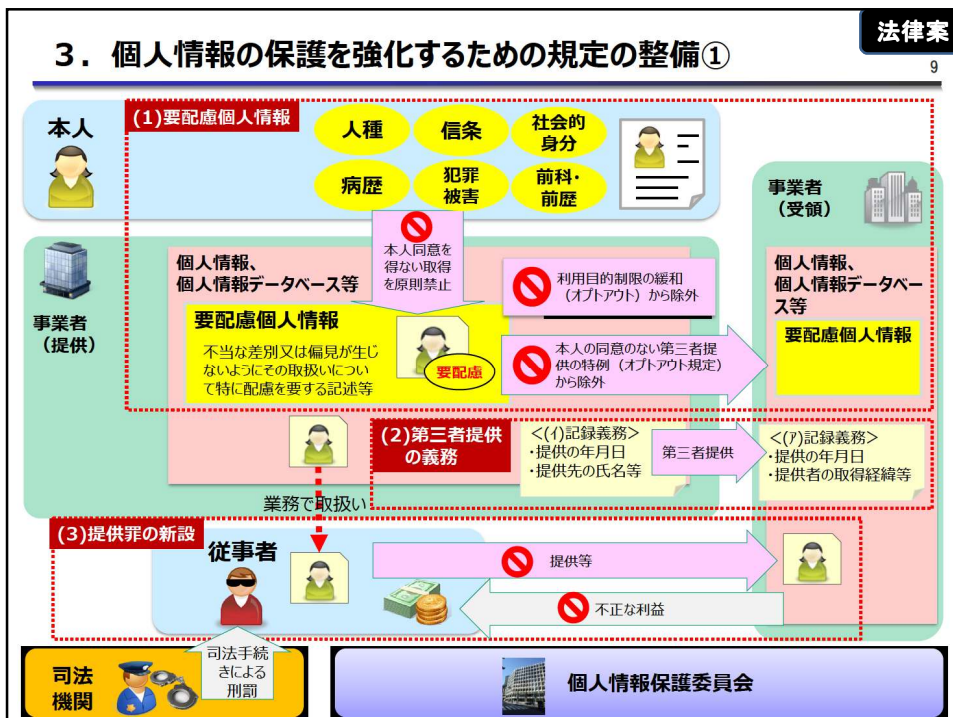
個人情報保護法第2条1項
この法律において「**個人情報**とは、**生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)**をいう。

憲法第14条1項
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条1項柱書
金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように**その取扱いについて特に配慮を要する記述等(例: 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴)が含まれる個人情報**については、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外する。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
45



Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し①	大綱	
<p>個人情報保護法第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>① 情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講ずることとする。</p>	
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	47

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し②	大綱	
<p>個人情報保護法第16条1項 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>個人情報保護法第15条2項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>個人情報保護法第18条3項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p>	<p>② パーソナルデータの持つ多角的な価値を、適時かつ柔軟に活用できる環境を整備するため、本人の意に反する目的でデータが利用されることのないよう配慮しつつ、利用目的の変更時の手続を見直すこととする。</p> <p>例えば、利用目的を変更する際、本人が十分に認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組みを設けて本人に知らせることで、利用目的の変更を拒まない者のパーソナルデータに限って変更後の利用目的を適用するなど、具体的な措置については、情報の性質等に留意しつつ、引き続き検討することとする。なお、検討に当たっては、本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更することにならないよう、実効的な規律を導入することとする。</p>	
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	48

法律案

法律案骨子(案)
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備
(2)利用目的の制限の緩和

個人情報保護法第16条1項
個人情報取扱事業者は、あらかじめ**本人の同意**を得ないで、前条の規定により**特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。**

個人情報保護法第15条2項
個人情報取扱事業者は、**利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。**

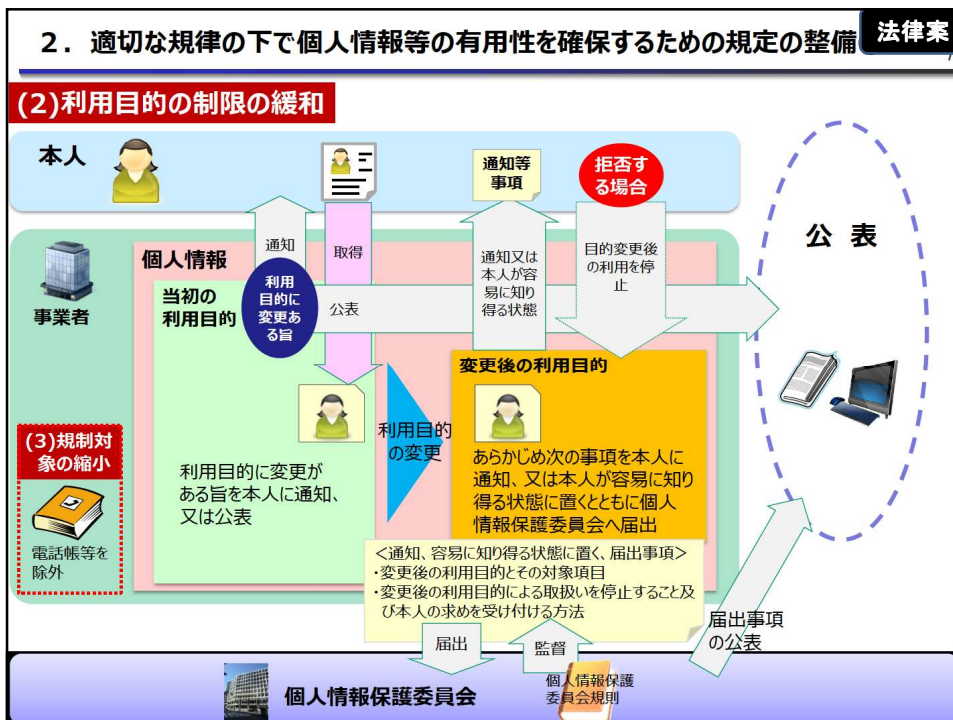
個人情報保護法第18条3項
個人情報取扱事業者は、**利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。**

個人情報取扱事業者は、**個人情報を取得する際に本人に利用目的を変更することがある旨を通知し、又は公表した場合において、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会へ届け出たときは、利用目的の変更をすることができることとする。**
(ア)変更後の利用目的
(イ)変更に係る個人情報の項目
(ウ)本人の求めに応じて変更後の利用目的による取扱いを停止すること及び本人の求めを受け付ける方法
この場合において、**個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。**

※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

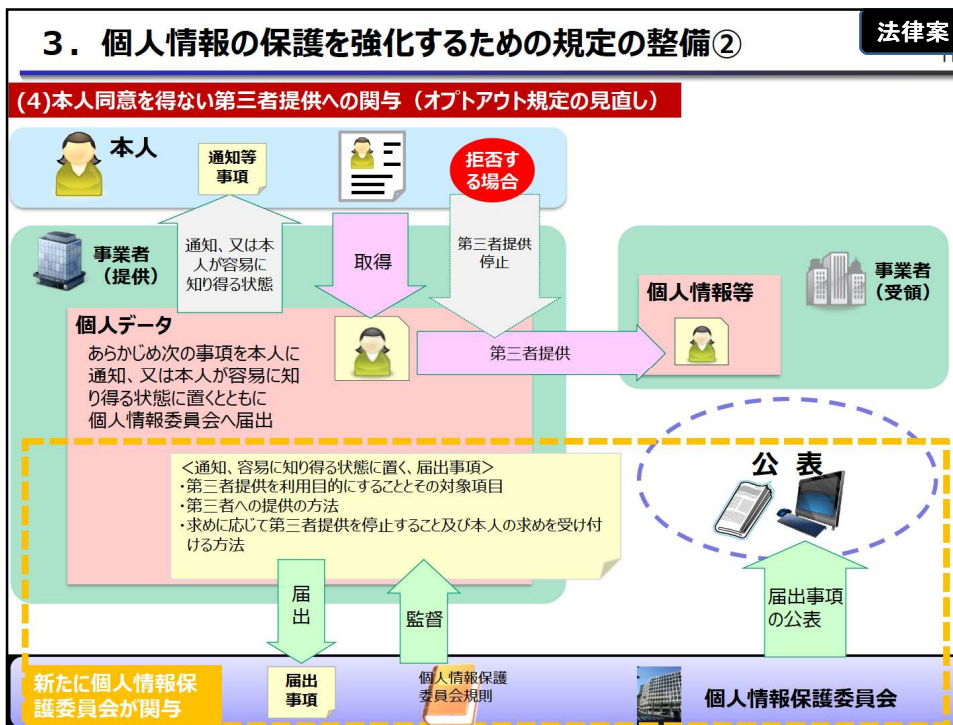
自民党政務調査会提言1.
個人情報の取得後のオプトアウトによる利用目的の変更は認めないこと。他方、一般的な消費者からみて合理的関連性のあるものとして現行法下でも認められている利用目的の変更の適用について、ビジネス実態や新たなビジネスニーズを踏まえ、柔軟かつ適時に対応できる規定とすること。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
49



<p>Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用</p> <p>1 基本的な制度の枠組みに関する規律</p> <p>(3) 個人情報の取扱いに関する見直し③</p>	<p>大綱</p>
<p>個人情報保護法第23条2項</p> <p>個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 第三者への提供を利用目的とすること。</p> <p>二 第三者に提供される個人データの項目</p> <p>三 第三者への提供の手段又は方法</p> <p>四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p>	<p>③ 個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定については、運用上の問題が指摘されているところ、現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする。</p> <p>また、個人データにより識別される本人が、前述のオプトアウト規定を用いて個人データの提供を行っている事業者を容易に確認できる環境を整えるため、個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表するなど、必要な措置を講ずることとする。この際、現に適切な取扱いを行っている事業者等への影響に留意しつつ、適用対象及び必要かつ最低限の手続等を定めることとする。</p>
<p>2015/2/20</p> <p>第10回DBSC早春セミナー</p>	<p>51</p>

<p>法律案骨子(案)</p> <p>3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備</p> <p>(4)本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見直し)</p>	<p>法律案</p>
<p>個人情報保護法第23条2項</p> <p>個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>一 第三者への提供を利用目的とすること。</p> <p>二 第三者に提供される個人データの項目</p> <p>三 第三者への提供の手段又は方法</p> <p>四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p>	<p>個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個人データの第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする。</p> <p>(ア)第三者への提供を利用目的とすること</p> <p>(イ)第三者に提供される個人データの項目</p> <p>(ウ)第三者への提供の方法</p> <p>(エ)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法</p> <p>この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。</p> <p>※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。</p>
<p>2015/2/20</p> <p>第10回DBSC早春セミナー</p>	<p>52</p>



Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

大綱

1 基本的な制度の枠組みに関する規律
(3) 個人情報の取扱いに関する見直し④

個人情報保護法第23条4項
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
～～（略）

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理についての責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」改正案
2-2-4. (3) iii ② 共同して利用する者の範囲
「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することである。
したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。
当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要がない場合もある。
事例) 本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に明確な形で示された「提携基準」及び「最新の共同利用者のリスト」等を、共同利用者の全員が、本人が容易に知り得る状態に置いているとき

④ 共同利用については、個人情報取扱事業者において現行法の解釈に混乱が見られるとの指摘があるところであり、**個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものであるという現行法の趣旨を踏まえた運用を図ることとする。**

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
54



「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案 (2014年5月, 未成立)

②共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することである。

したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要がない場合もある。

事例) 本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に明確な形で示された「機密基準」及び「最新の共同利用者のリスト」等を、共同利用者の全員が、本人が容易に知り得る状態に置いているとき

②共同利用者の範囲 (本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

事例) 最新の共同利用者のリストを本人が容易に知り得る状態に置いているとき

大綱

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し⑤

個人情報保護法第16条1項
 個人情報取扱事業者は、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報保護法第23条1項柱書
 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、個人データを第三者に提供してはならない。

⑤ 多様な情報が様々な形で活用されている実態を踏まえ、**本人にとって分かり易い同意の取得方法等**について、消費者等も参画する**マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした自主規制ルール等**により改善を図ることとする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
57

大綱

Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用
 1 基本的な制度の枠組みに関する規律
 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し⑥

個人情報保護法第19条
 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、**個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない**。

⑥ 保存期間については、これを一律に定めることとするのではなく、個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱いの透明性を図る観点から、**当該データの保存期間等の公表の在り方について検討することとする**。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
58

法律案

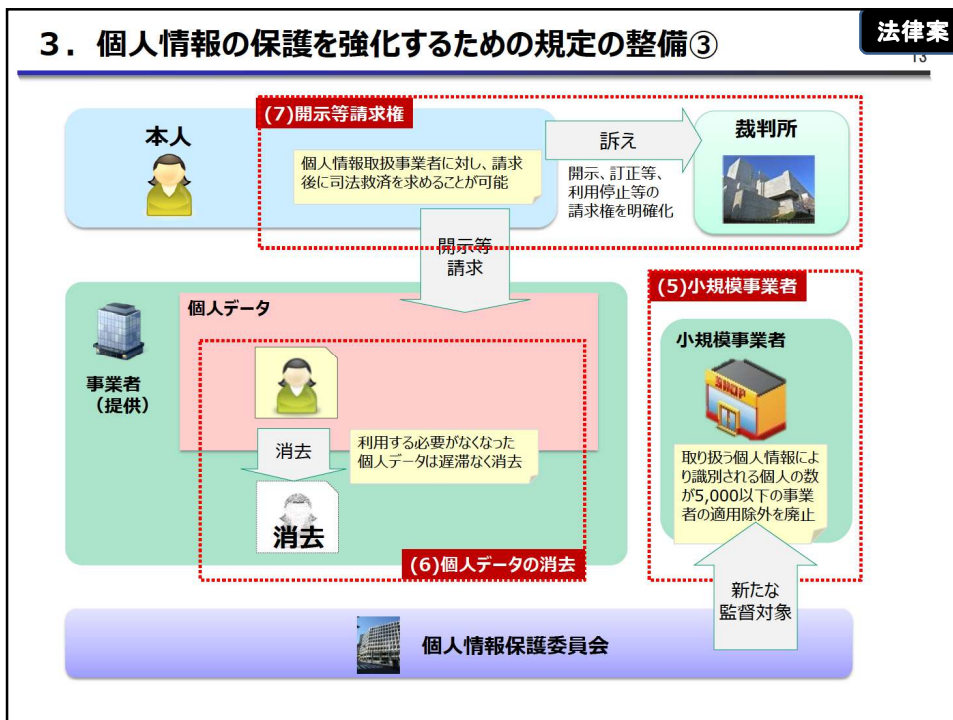
法律案骨子(案)
 3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備
 (6) 個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加

個人情報保護法第19条
 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、**個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。**

➔

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、**遅滞なく当該個人データを消去するよう努めなければならない**こととする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
59



Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設

大綱

個人情報保護法第37条1項柱書
 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号口において同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

個人情報保護法第43条1項
認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、**マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設することとする。**

自主規制ルールを策定する民間団体は、法令等の規定のほか、法令等に規定されていないものの、情報通信技術の進展等に応じて、個人情報及びプライバシーの保護のために機動的な対処を要する課題に関して、情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の意見を踏まえてルールを策定し、当該ルールの対象事業者に対し必要な措置を行うことができることとする。また、第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。

なお、各府省大臣の関与については、第三者機関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討する。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
61

2. 新たな民間主導によるパーソナルデータ利活用のためのルール策定・遵守の枠組みの創設
検討会

(1) 見直しの方向性と期待される効果

現行制度において、業界に精通した認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針(利用目的の特定、安全管理措置、本人の求めに応じる手続等)を作成・公表するよう努めるべきとされている(43条・努力義務)。

しかし、当該指針には、消費者等の利害関係者の意見等は取り入れられていないのが通常であり、あくまで事業者のみによって業界ルールが作成されているものである。また、行政機関が指針の内容を確認することは法令上予定されておらず、当該内容が個人情報保護・消費者のプライバシー保護に十分なものとなっていることを公的に証明することはなっていない。

⇒ 情報の性質や市場構造等の分野ごとの特性を踏まえつつ、立場に偏りのない透明性の高い場で自主規制ルールを作成することによって、当該自主規制ルールに社会的規範としての妥当性及び正当性を担保させるマルチステークホルダープロセスの考え方を活かし、民間主導による自主規制ルール作りの枠組みを創設し、それに対し、円滑な合意形成と当該自主規制ルールの遵守を徹底させる観点から第三者機関が関与する枠組みを創設することとしてはどうか。

<期待される効果>

消費者	事業者	第三者機関
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の個人情報の取扱いに関するルール策定の場に参加でき、事業者に対して、より適切にプライバシーが保護されるルールの策定・遵守を求めることができる。 ○ 第三者機関によって認定されたルールに沿って個人情報が取扱われることへの安心感。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分野、事業の特性に応じたルールを自ら策定することができる。 ○ 認定という公的証明により、消費者や取引事業者からの社会的信頼が向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各業界ごとの技術変化に対応した個人情報の取扱方法等に関するルールを把握することができる。 ○ 各ルールに事業横断的な統一性及び法的安定性を持たせることができる。 ○ 一義的に個々の事業者を監督する必要がなく、少ないリソースを有効的に活用できる。

<参考> 『パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針』抜粋 (平成25年12月20日IT総合戦略本部決定)

Ⅱ パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

個人情報及びプライバシーの保護を有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセス[※]の考え方を活かした民間主導の枠組みの構築を検討することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。

※ マルチステークホルダープロセス： 国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
62

第9回検討会事務局資料「民間による個人情報保護の取組について(事務局案)」より抜粋

2. 新たな民間主導によるパーソナルデータ利活用のためのルール策定・遵守の枠組み創設 **検討会****(2) 想定される枠組み①****<全体の流れ>**

上記の新たな枠組みを創設するとした場合、以下のとおり枠組みを整備することとしてはどうか。
なお、民間主導の観点より、当該自主規制ルールの作成は、任意のものとし、法律上の義務とはしない。

① 第三者機関へ事前相談 (実態・対象とすべき課題等の把握、 自主規制ルールに盛り込む内容、及 び協議会の構成員等の検討)	② 業界における自主 規制ルール案の作成	③ 自主規制団体が 協議会(消費者団体・ 学識経験者等から意見 聴取)を開催	④ 自主規制ルール の認定申請	⑤ 第三者機関による自 主規制ルールの認定 (登録)及び公表
--	-------------------------	---	--------------------	--------------------------------------

<自主規制ルールの内容等>

- 自主規制ルールの認定と同時に、申請者は「自主規制団体」として設置されることとする。
- 自主規制ルールで定める事項については、基本的に設定主体が決める。なお、想定される例は、以下のとおり。
例) 法定義務を遵守するための具体的手続：特定性低減データの加工方法、本人からの同意取得の方法等
自主規制ルールの策定方法：協議会開催の在り方、自主規制ルール策定までに必要な手続等
履行担保の仕組み：自主規制団体(運用機関)の設置、当該団体の業務、違反事業者に対する措置(違約金等)
- ※ 機動的対応を要する課題は、しはばは、法定になじまないことがある点を考慮し、自主規制ルールの枠組みに委ねるという選択肢について、どのように考えるか。
- 認定された自主規制ルールを遵守していれば、規定されている内容の範囲において、個人情報保護法違反になることはない。

<自主規制ルールの認定について>

- 認定要件の想定例は、以下のとおり。<既存の公正競争規約制度(景品表示法)を参考>
 - ・ パーソナルデータ利活用に関して、個人の権利利益を適切に保護し、その遵守を確保するものであること
 - ・ 当該自主規制に参加し、又は脱退することを不当に制限しないこと等

<自主規制ルールの遵守について>

- 自主規制団体は、対象事業者に対して、自主規制ルールの遵守のために必要な指導・勧告等を行うこととする。
- 第三者機関は、自主規制団体に対し、自主規制ルールの遵守及び当該監視業務に関して必要な監督権限(報告徴収及び命令)を行使できるものとする。
- 上記監督権限違反については、罰則の対象あるいは認定取消の対象とすることとする。
(※ 上記行政権限の行使については、第三者機関の体制整備に合わせて、必要により主務大臣の関与を措置することも考えられる。)
- 自主規制団体は、自発的に第三者機関へ自主規制ルールの廃止を求めることができることとする。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

63

第9回検討会事務局資料「民間による個人情報保護の取組について(事務局案)」より抜粋

2. 新たな民間主導によるパーソナルデータ利活用のためのルール策定・遵守の枠組み **検討会****(3) 想定される枠組み②(認定個人情報保護団体を活用する場合)**

上記枠組みにつき、現行の認定個人情報保護団体を有効活用する観点から、個人情報保護指針が認定を受けた場合には、上記の「自主規制ルール」とすることができることとする(利害関係者の意見を踏まえて個人情報保護指針を作成した場合には、第三者機関が当該指針を自主規制ルールとして認定する)という枠組みも考えられるかどうか。なお、当該指針の認定については、認定個人情報保護団体の判断に委ねることとし、法律上の義務とはしない。

① 認定個人情報 保護団体として、団 体認定を受ける	② 第三者機関への事前 相談を受けたのち、個人 情報保護指針案を作成	③ 認定個人情報保護団体が 協議会(消費者団体・学識経験 者等から意見聴取)を開催	④ 当該指針の認定 申請	⑤ 第三者機関による 当該指針の認定(登 録)及び公表
----------------------------------	--	---	-----------------	-----------------------------------

- 当該指針の内容及び指針の認定要件等は上記(2)のとおり。

参 考

(公正競争規約制度 規約の認定要件)

景品表示法 第11条

- 1 事業者又は事業者団体は、内閣府令で定めるところにより、景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するための協定又は規約を締結し、又は設定することができる。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 内閣総理大臣及び公正取引委員会は、前項の協定又は規約が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、同項の認定をしてはならない。
 - 一 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。
 - 二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。
 - 四 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。

第9回検討会事務局資料「民間による個人情報保護の取組について(事務局案)」より抜粋

法律案

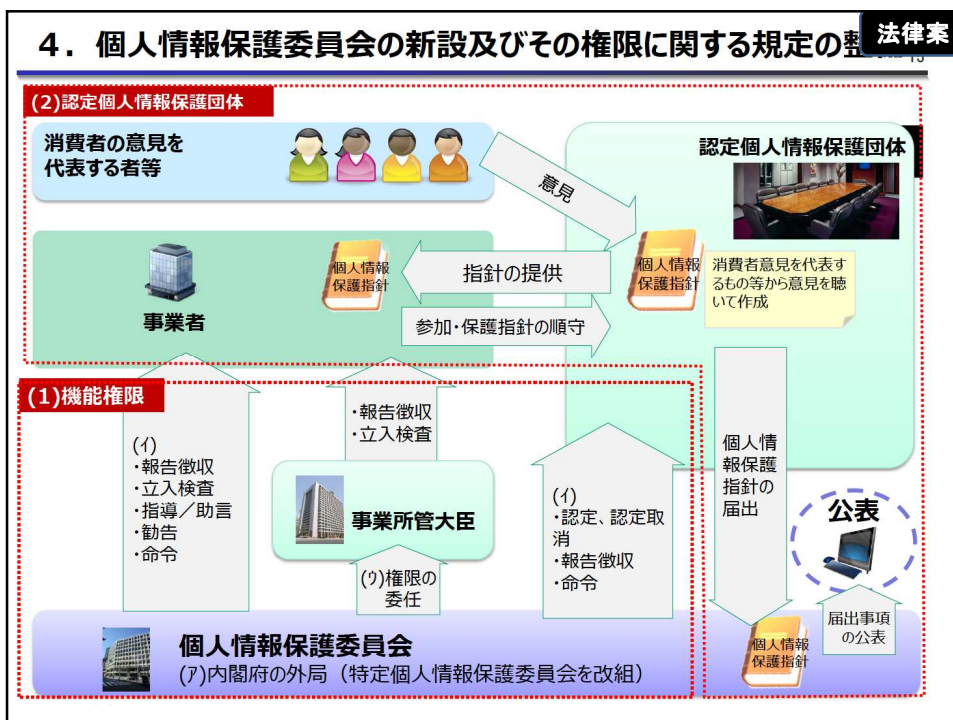
法律案骨子(案)
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備
(2) 個人情報保護指針の作成への関与

個人情報保護法第37条1項柱書
個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号口において同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

個人情報保護法第43条1項
認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

認定個人情報保護団体が、個人情報保護指針を作成する場合には、消費者の意見を代表する者等の意見を聴くよう努め、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする。また、**個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針の変更等を命じることができることとする。また、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針を公表しなければならないこととする。**

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 65



Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用	大綱
3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み	
<p>個人情報保護法第37条1項各号</p>	
<p>個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。</p>	
<p>一～二 (略)</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務</p>	
<p>経済産業省・認定個人情報保護団体の認定の申請等の手続についての指針(2014年6月)第4条 第2条第1項の認定を受けようとする者が、アジア太平洋経済協力(以下「APEC」という。)の越境プライバシールールに規定する、企業等の越境個人情報保護に関する取組に対してAPECプライバシー原則への適合性を認証する業務等(以下「アカウントビリティ・エージェントに係る業務」という。)を併せて行おうとする場合には、当該認定を受けようとする者は、同条第2項に掲げる申請書に同条第3項に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に申請しなければならない。</p>	<p>国境を越えたパーソナルデータの円滑な移転を実現させるために、第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設することとする。</p>
	<p>認証業務を行う民間団体は、第三者機関の監督に服することとする。</p>
	<p>なお、各府省大臣の関与については、第三者機関と各府省大臣との関係の整理を踏まえ検討する。</p>
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー
	67

APECによる越境個人情報保護に係る取組

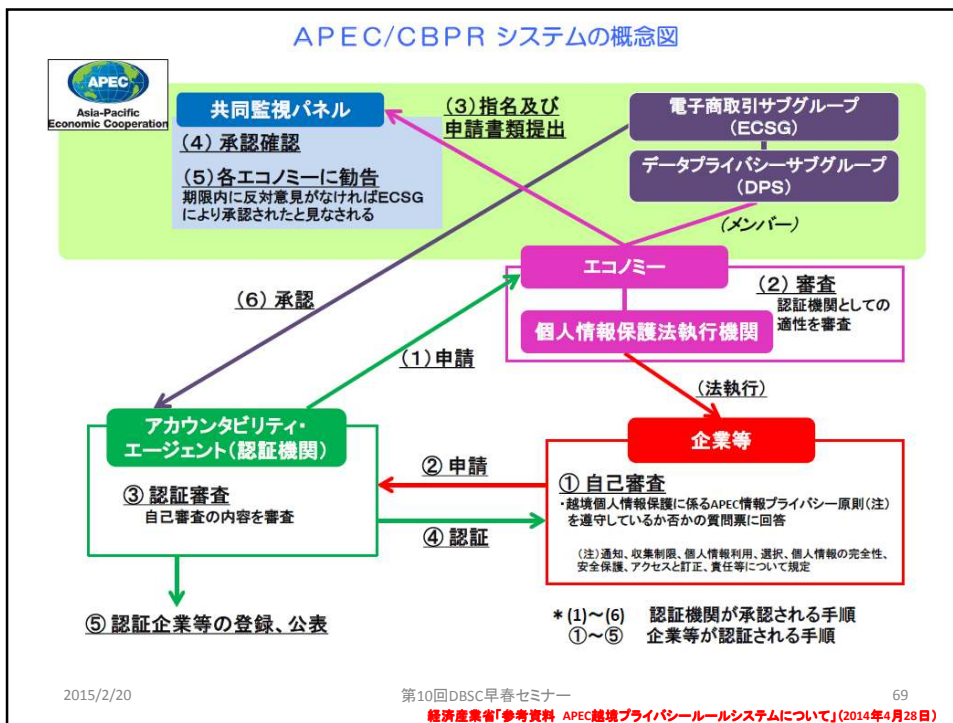
(1) 背景

- APECでは、2004年にAPECプライバシー原則を定め、これに基づく国内個人情報保護制度の策定を各エコノミーに勧奨。我が国個人情報保護法も、ほぼこれに準拠。
- 一方、近年ビジネスのグローバル化に伴い、個人情報が頻繁に国境を越えて移動する状況下で、越境個人情報の保護が大きな課題となっている。
- かかる観点から、APEC/電子商取引運営グループ(ECSG: Electronic Commerce Steering Group)では、個人情報が国境を越えてもAPECプライバシー原則に基づき保護されるための制度の構築を、2008年2月以降ECSG傘下のデータ・プライバシー・サブグループ(DPS: Data Privacy Subgroup)で検討し、①APEC越境プライバシールールシステム(CBPRシステム: Cross Border Privacy Rules System)及び②国際法執行のための協力取決め(CPEA: Cross border Privacy Enforcement Arrangement)を構築。
- CBPRIには、これまでに米国、メキシコがエコノミーとして参加(日本は2013年6月に参加申請)。CPEAには、豪、NZ、米、香港、加、日、韓、墨が参加(日本は全ての個人情報保護法執行機関(16省庁)が参加)。

(2) CBPRシステムの概要

- 企業等の越境個人情報保護に係る取組に関し、APECプライバシー原則への適合性を認証する制度。
- 申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール、体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ承認された中立的な認証機関(アカウントビリティ・エージェント:民間団体又は政府機関)から認証審査を受ける。

経済産業省「参考資料 APEC越境プライバシールールシステムについて」(2014年4月28日)



IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

(1) 設置等

個人情報保護法第36条1項2号
この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。(略)

- 一 (略)
- 二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第36条
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

番号法第38条
委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- 二 特定個人情報保護評価に関すること。
- 三 特定個人情報の保護についての広報及び啓蒙に関すること。
- 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

番号法第39条
委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

番号法第40条
委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

- 2 委員のうち三人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関する十分な知識と経験を有する者及び連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保により、パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、**独立した第三者機関を設置し、その体制整備を図ることとする。**

番号法に規定されている特定個人情報保護委員会の所掌事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加することとし、内閣総理大臣の下に、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を置くこととする。

第三者機関は、番号法に規定されている業務に加えて、パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行うこととする。

委員を増員し、パーソナルデータの保護に配慮しつつ、その利用・流通が促進されるようバランスのとれた人選を実現すべく要件を定めるとともに、専門委員を置くことができることとする。また、事務局について必要な体制の構築を図ることとする。

大綱

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

70

主務大臣制の限界

消制度第164号
平成26年9月12日

経済産業大臣 小淵 優子 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報の保護に関する法律第36条第1項ただし書の規定に基づく
主務大臣の指定について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第36条第1項ただし書の規定に基づき、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち、平成26年7月10日に株式会社ベネッセコーポレーションに対し同法第32条の規定に基づき報告徴収をした個人情報の漏えいにおいて、株式会社ベネッセコーポレーションから漏えいした個人情報を取得し、第三者に提供することについて、主務大臣に指定する。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

71

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

大綱

1 第三者機関の体制整備

(2) 権限・機能等

個人情報保護法第32条

主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し勧告をさせることができる。

個人情報保護法第33条

主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な勧告をすることができる。

個人情報保護法第34条第1項第2項

主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第二十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

番号法第52条第1項

委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他の必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

行政機関個人情報保護法第49条

総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

行政機関個人情報保護法第50条

総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

行政機関個人情報保護法第51条

総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し査閲を命ずることができる。

第三者機関は、**現行の主務大臣が有している個人情報取扱事業者に対する権限・機能（助言、報告徴収、勧告、命令）に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとする**とともに、**現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有することとする**。

また、第三者機関は、民間主導による個人情報及びプライバシーの保護の枠組みの創設に当たり、自主規制ルールの認定等を行う。さらに、国境を越えた情報流通を行うことを可能とする枠組みの創設に当たり、認証業務を行う民間団体の認定、監督等を行うこととする。

なお、行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、**総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する**。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

72

法律案

法律案骨子(案)

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備

(1) 個人情報保護委員会の主な権限

個人情報保護法第32条
主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し**勧告**をさせることができる。

個人情報保護法第33条
主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な**勧告**をすることができる。

個人情報保護法第34条1項2項
主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を**勧告**することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき又は、当該個人情報取扱事業者に対し、**その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

番号法第52条第1項
委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は**その職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所**に立ち入り、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは**帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**

行政機関個人情報保護法第49条
総務大臣は、**行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めなければならない。**

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

行政機関個人情報保護法第50条
総務大臣は、**前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めなければならない。**

行政機関個人情報保護法第51条
総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し**意見を述べることができる。**

(7) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等の事務をつかさどる内閣府の外局たる機関として、個人情報保護委員会を設置する(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の監督機関である特定個人情報保護委員会を改組)。

(イ) 個人情報保護委員会には現行の主務大臣の有する報告徴収、命令、認定個人情報保護団体の認定等の権限に加えて、**立入検査の権限等を付与する。**

自民党政務調査会提言2.
個人情報保護委員会の名称を**個人情報委員会**とすること。

自民党政務調査会提言3.
本来の法改正の趣旨を踏まえ、個人情報保護法の目的規定及び新たに設置する第三者委員会(以下、委員会という。)の**任務規定に、個人情報の利活用の推進に配慮する旨を明記**すること。

自民党政務調査会提言7.
委員会の体制については、**個人情報の利活用の推進と保護の両面のバランスを取りつつ拡充する必要があることから、政府としてそのような体制構築に向けて努力する旨を規定**すること。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
73

特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)1月1日

任務
個人情報番号その他の特定個人情報^①の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

<p>監視・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指導・助言 ○法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則) ○求報告・立入検査(検査妨害には罰則) ○情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求 	<p>特定個人情報保護評価に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表 ○評価書の承認 	<p>広報・啓発</p> <p>特定個人情報の保護についての広報・啓発</p>	<p>苦情処理</p> <p>苦情の申出についてのあつせん</p>	<p>意見具申</p> <p>内閣総理大臣に対する意見具申</p>
--	--	---	-----------------------------------	-----------------------------------

監視・監督
↓

指針
↓

評価書
↑

広報・啓発
↓

あつせん
↑

苦情
↓

意見
↓

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
74

「特定個人情報保護委員会について」(特定個人情報保護委員会HP)より



2015/2

75

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

大綱

1 第三者機関の体制整備
(3) 各府省大臣との関係

個人情報保護法附帯決議(衆議院)第5項
医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報保護のために個別法を早急に検討すること。

個人情報保護法附帯決議(参議院)第5項
医療(遺伝子治療等先端医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む。)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するために個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

参考: 特定商取引法第69条
この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。
2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第三項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第三者機関の設置に伴い、前述の権限等を第三者機関に付与するに当たっては、第三者機関を中心とする実効性ある執行・監督等が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する。整理に当たっては、**独立した第三者機関を設置する趣旨に鑑み、第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、重疊的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行うこととする。**

その際、当面の措置として、第三者機関の執行体制(人員、予算等)や知見の集積の状況等を考慮し、実効的な執行及び効率的な運用が確保されるよう、現行の主務大臣が所管事業に関し行政を行う観点から果たしてきたことで蓄積された**高度に専門的な知見の活用等が特に期待される分野を中心に各府省大臣との連携について、役割・権限を明確化し、特別な措置を講じる旨の意見があったことを踏まえ検討する。**

第三者機関が適切に機能・役割を果たせるように、**各府省大臣、地方支分部局から執行の協力が得られるよう整理する。**

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

76

法律案

法律案骨子(案)
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備
(1) 個人情報保護委員会の主な権限

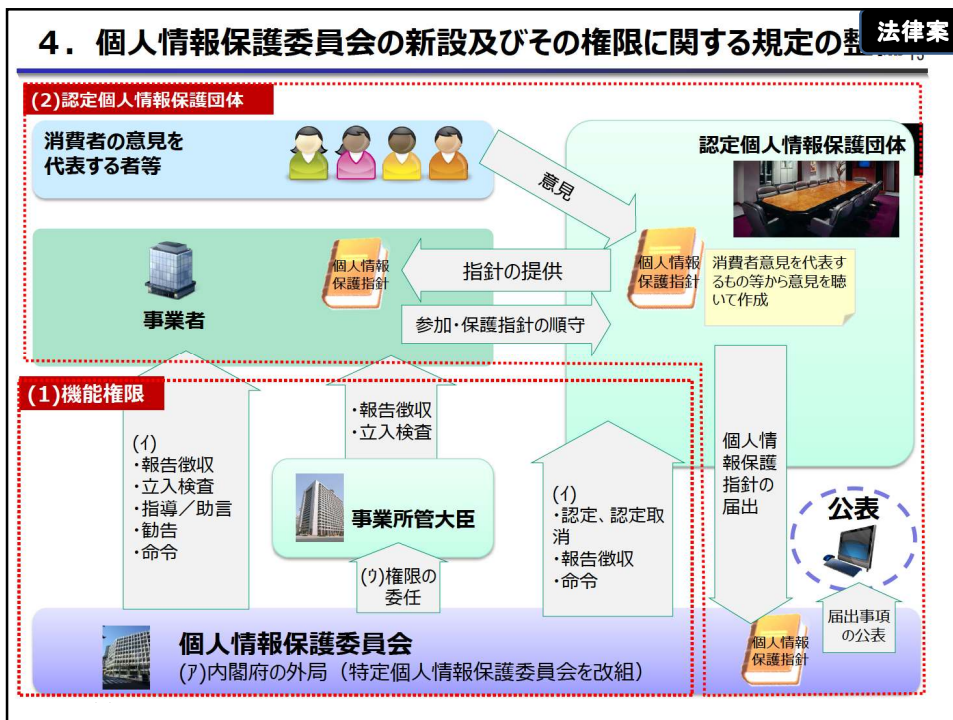
個人情報保護法附帯決議(衆議院)第5項
 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するために個別法を早急に検討すること。

個人情報保護法附帯決議(参議院)第5項
 医療(遺伝子治療等先端医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む。)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するために個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

参考: 特定商取引法第69条
 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。
 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
 3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第三項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

(ウ) 個人情報保護委員会は、**個人情報取扱事業者等に対する報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣等に委任することができる**こととする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
77



IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

(4) その他

個人情報保護法第53条
内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

番号法第38条
委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあっせんに関すること。
- 二 特定個人情報保護評価に関すること。
- 三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
- 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

番号法第55条
委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

番号法第56条
委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

番号法第57条
委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第三者機関は、このほか、以下の業務等を行うこととする。

- ・ 個人情報取扱事業者からオプトアウト規定を用いた第三者提供に関する届出を受けて必要な事項を公表すること等を行う。
- ・ 国際的な対外窓口の機能を果たすとともに、外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、外国執行当局に対し、職務の遂行に資すると認める情報を提供する。
- ・ パーソナルデータの利活用の促進及び保護等のための方策に関する重要事項について、内閣総理大臣に対して意見を述べる。
- ・ 国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、概要を公表する。
- ・ 関係行政機関の長に対し、施行状況の報告を求め、当該報告を取りまとめ、概要を公表する。
- ・ 所掌事務について、法令の実施等のため、委員会規則を制定する。
- ・ パーソナルデータの利活用の促進と保護に関する広報及び啓発を行う。

大綱

→

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

79

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

1 第三者機関の体制整備

(5) 罰則等

個人情報保護法第56条
第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

個人情報保護法第57条
第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

参考：消費者委員会「景品表示法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」（2014年6月10日）
「不当表示を事前に抑止するための方策として、現行の措置命令に加え、違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い。」

罰則については、第三者機関の権限行使の実効性を担保し、新たに設けられる義務等の履行を遵守させるため必要かつ適切なものとなるよう、**義務の内容や性質に応じて規律を定める**こととする。**課徴金制度の導入については、その必要性や制度趣旨等について引き続き検討**する。

大綱

↓

法律案

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備
(3)不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、**その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為**を処罰対象にする。

※名簿屋の箇所での説明

法律案

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

80

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

2 行政機関、独立行政法人、地方公共団体及び事業者間のルールの整合性

大綱

個人情報保護法第2条1項
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

行政機関個人情報保護法第2条2項
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

独立行政法人等個人情報保護法第2条2項
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、**保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う**。また、今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。

総務省「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」（座長：藤原静雄 中央大学教授）
第1回（2014年7月31日）～第12回（2014年12月25日）（未了）
＜パーソナルデータの利活用＞
＜パーソナルデータの保護対象＞
＜第三者機関の権限・機能等＞

自民党政務調査会提言9.
行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法についても、匿名加工した官民共通の情報を円滑・迅速に利活用し国民の福利向上につなげる観点から、まずは、**早期に個人情報保護法を踏まえた改正を行い、委員会が統一的・横断的に指導・助言等を行う体制を構築するべく、附則に明記すること**。また、**将来的には法律も個人情報保護法一本に集約することを検討するべく、附則に明記すること**。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
81

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」について

検討の背景

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）
「ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。」

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の概要（平成26年6月24日IT総合戦略本部決定）

民間部門に関し、以下の方針

- 本人の同意がなくともデータを利活用可能とする枠組みの導入（“個人特定性低減データ”）
- 基本的な制度の枠組みと、これを補完する民間の自主的な取組の活用
 - ・ 保護対象となる個人に係る情報の明確化（指紋認識データなど）
 - ・ 「機微情報」（人種、信条、社会的身分など）の取扱い（取得）の原則禁止
 - ・ 民間主導による自主規制ルールの枠組みの創設
- 第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保
 - ・ 「特定個人情報保護委員会」を改組
 - ・ 分野横断的な監視・監督等の実施（現行は各事業所管大臣（主務大臣）が監視・監督）

行政機関が保有する個人情報に関しては

- 行政機関等が保有するパーソナルデータの特質を踏まえて
 - ・ 利活用の促進（利活用可能となり得るデータの範囲、類型化、取扱いの在り方）
 - ・ 保護対象の明確化
- 上記を踏まえた第三者機関の権限・機能等（総務大臣と第三者機関の関係）について調査・検討を行うこととされている。

“個人特定性低減データ”のイメージ

＜個人データ＞									
顧客ID	氏名	住所	生年月日	店	日時	商品	数量	...	
↓ 個人が特定される可能性を低減させる措置 ↓									
仮名ID	(削除)	都道府県	誕生日	店	日時	商品	数量	...	
↓ 個人特定性低減データ ↓									
（ただし、他の様々な情報との照合により個人の特定が完全には排除されないリスク）									

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」概要より

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
82

行政機関等※が保有するパーソナルデータに関する研究会での検討

※「行政機関等」には、独立行政法人、一部の特殊法人、認可法人等を含む。

大綱で調査・検討することとされた課題の検討のため開催（本年7月からこれまで8回開催）

関係団体等からのヒアリング（8月～9月上旬、3回）

主な意見

- ・経済団体： 公共データ一般の民間活用への期待は高い（パーソナルデータの利活用に関して、具体的なニーズは把握していない）
- ・消費者団体、日弁連： 行政機関の保有するパーソナルデータの利活用には慎重、反対
- ・医療関係者（利活用のメリットを主張する立場から）：
地域の医療連携等効果的な医療推進のため、医療情報の活用が重要
- ・地方自治体関係者（千葉市）： 地域での住民検診データの活用等現場での取組を説明
（ただし、今のところ、市役所内での部局等を越えた活用の推進）

行政機関等が保有する個人情報の特徴の整理と分類・類型化

<特質>

- 行政機関等が保有する個人情報は、法令等に基づく所掌事務等遂行のための
 - ・ 非自発的、権力的な収集情報（各種の調査、法令違反や犯罪捜査等に関するもの等）……………①
 - ・ 各個人からの義務的な提供情報（許認可や給付に係る申請、届出、定期的報告や課税関係等）……………②
 など、任意性が低く、個人にとって秘匿性の高いもの（資産状況、犯歴等）が多い。
 - 一方、
 - ・ いわば民一民と同等の関係で保有されているもの（医療関係（電子カルテ）など）……………③
 - ・ その他、各種名簿、施設入館者・利用者リスト等（〇〇人材名簿等）……………④
- これらは、法令等に基づく所掌事務を遂行するための必要により保有。民間企業の場合と異なり、商業的目的で加工・提供する一般的な動機、合理性はない。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」概要より

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

83

「中間的な整理」の概要

主な内容

- 以下の前提の下で“個人特定性低減データ”を導入
 - <目的> “公益的目的”のための利活用に限定
（基本的には非商業的利用。ただし、営利活動でも社会一般に利益が及び期待される場合も含めて考える。
（医療データを活用した創業等を想定））
 - <範囲> “個人特定性低減データ”として加工し提供し得る個人情報の範囲を限定
（上記①②は、医療情報等を除き、基本的には除外（義務的・権力的収集プロセスによるもので、個人にとって秘匿性の高い情報を含むもの。また、行政執行の基礎となるもので、仮に個人が特定されると、執行の確実性が失われるおそれ）。ただし、将来的により詳細な類型化により利活用の図られる可能性あり）
③④（民一民と同等性等）のうちから、各行政機関の長が、ニーズ、目的と個人の権利利益の保護を踏まえ判断）
 - <規律> 再特定禁止等提供先での規律等
（具体的には、IT本部での民間部門の規律の具体的内容の検討をみつつ、今後検討）
 - “個人特定性低減データ”の法的位置付け
行政機関等個人情報保護法（行個法）においては、個人情報の保有目的の明確化（3条）、目的外利用の原則禁止（8条1項）を規定した上で、一定の場合（統計の作成、学術目的の場合等）、目的外での第三者提供を可能としている。
⇒ 目的外提供の対象を緩和して“個人特定性低減データ”を位置付ける。
- ※国での議論は地方公共団体に波及していくことを考慮し、地方公共団体に丁寧に情報提供を行う。

年内目途に最終的な報告を行う予定。

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」概要より⁴

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

84

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」その2について

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について

- 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について、国際的整合性、個人情報の特質等を踏まえた実効ある規律・監督、関連制度との一体的運用等の観点から検討。
- 以下の取りまとめ案(骨子)をベースに、政府において法制的な検討を行うことを求める。

<取りまとめ案(骨子)>(別添イメージ案参照)

- (1) 第三者機関の関与
 - 第三者機関は、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための基本方針(個人情報保護法第6条)の策定、推進を図る立場から、総務大臣に対し以下を行うことができる。
 - ・ 法施行状況の報告の求め
 - ・ 各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求め
- (2) 総務大臣の機能、権限
 - 総務大臣は、現行の施行状況調査、資料提出・説明要求及び意見陳述の求め(行政機関個人情報保護法第49～51条)等の機能、権限に加え、以下の機能、権限を有する。
 - ・ 政策全体の推進
 - ・ 匿名加工情報の作成に関する基準の策定・運用等
 - ・ 勧告
 - ・ 実地調査
- (3) 専門機関(新設又は改組)の総務大臣に対する機能
 - 専門機関は、以下のような意見を総務大臣に述べるができる。また、紛争処理機能を担う。
 - ・ 匿名加工情報の提供に関する公益性判断についての意見
 - ・ 総務大臣が勧告を行うに当たっての意見
 - ・ 匿名加工情報の作成に関する基準、提供方法の策定に当たっての意見
- (4) 行政機関の匿名加工情報提供先事業者への権限
 - 各行政機関は、匿名加工情報提供先事業者へ以下の権限、機能を有する。
 - ・ 報告及び立入検査
 - ・ 措置命令

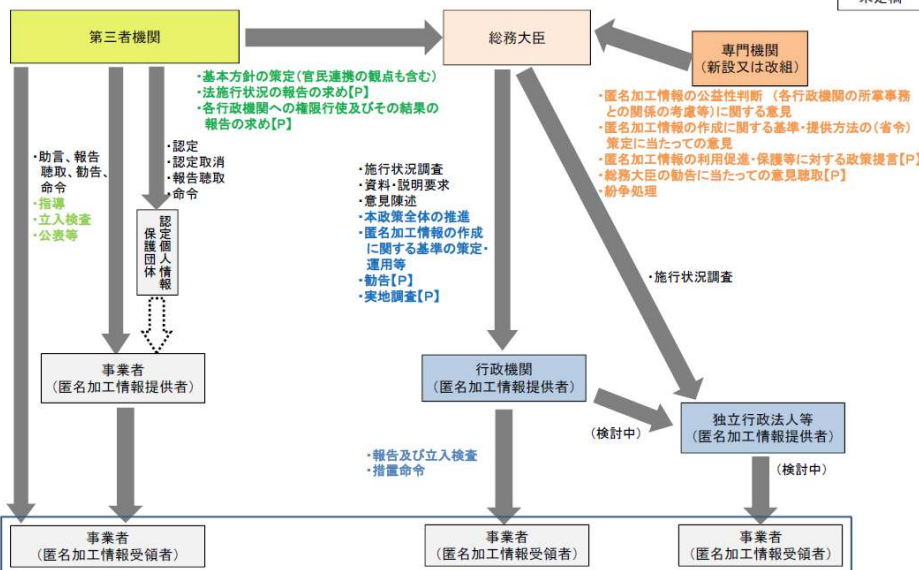
(注) これらの執行・監督体制、権限の在り方については、今後、法制的な根拠や位置付け等を整理する必要

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」その2概要より

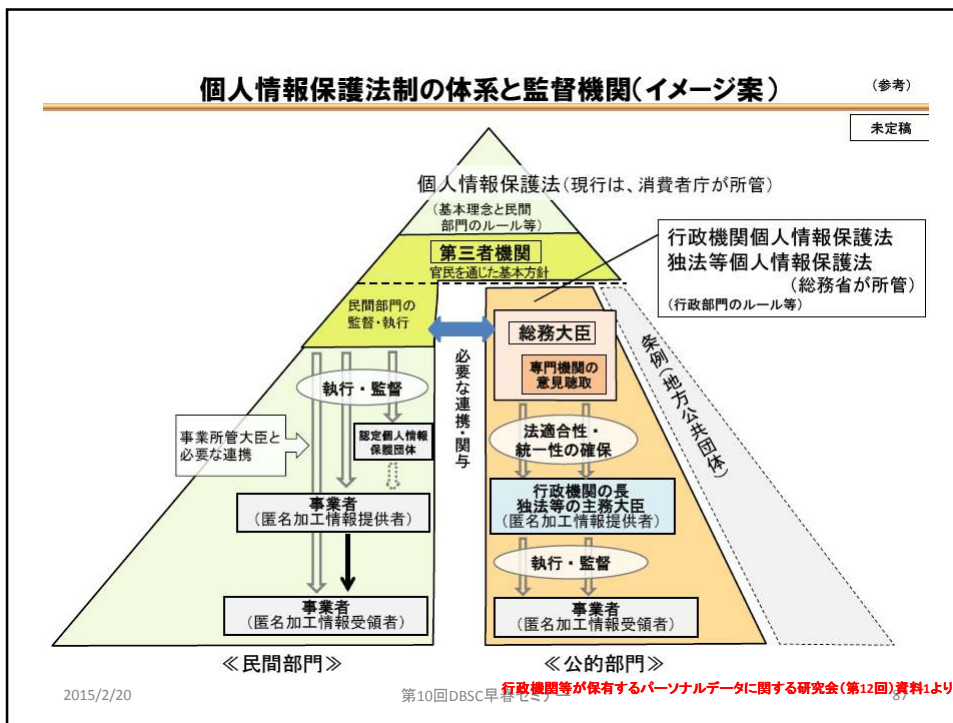
監督機関の在り方について(イメージ案)

(別添)

未定稿



行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」その2概要より



調査報告書

2014年(平成26年)10月20日

映像センサー使用大規模実証実験検討委員会

委員長 菊池 浩明
委員 石井 夏生利
委員 小林 正啓
委員 鈴木 正朝
委員 高木 浩光

調査報告書

2014年(平成26年)10月20日

映像センサー使用大規模実証実験検討委員会

委員長 菊池 浩明
委員 石井 夏生利
委員 小林 正啓
委員 鈴木 正朝
委員 高木 浩光

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

88

IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

3 開示等の在り方

大綱

個人情報保護法第25条1項本文
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

個人情報保護法第26条1項本文
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

個人情報保護法第27条1項
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

「この義務の違反がある場合は、訴訟を提起して、その履行を求めることができる」と解される。」(字質第4版、125頁)。

東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁
 「法25条1項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである。」

➔

現行法の開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)の本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう**開示等の請求権に関する規律を定めることとする**。その際、開示等の請求が認められるための要件については、本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
89

法律案骨子(案)

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備

(7)開示等請求権の明確化

法律案

個人情報保護法第25条1項本文
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

個人情報保護法第26条1項本文
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

個人情報保護法第27条1項
 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

「この義務の違反がある場合は、訴訟を提起して、その履行を求めることができる」と解される。」(字質第4版、125頁)。

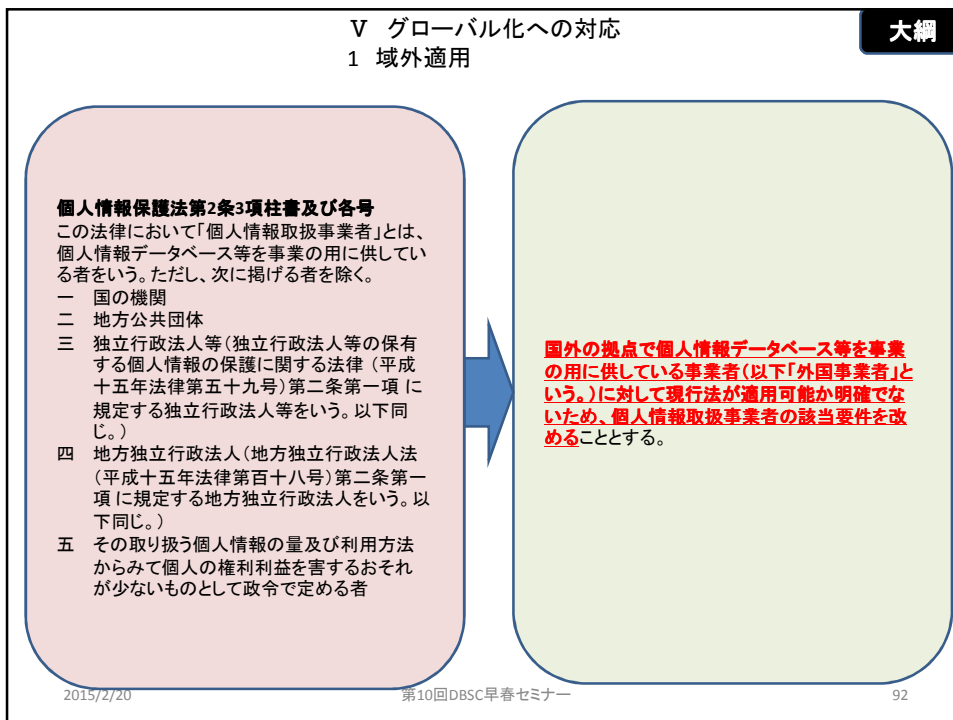
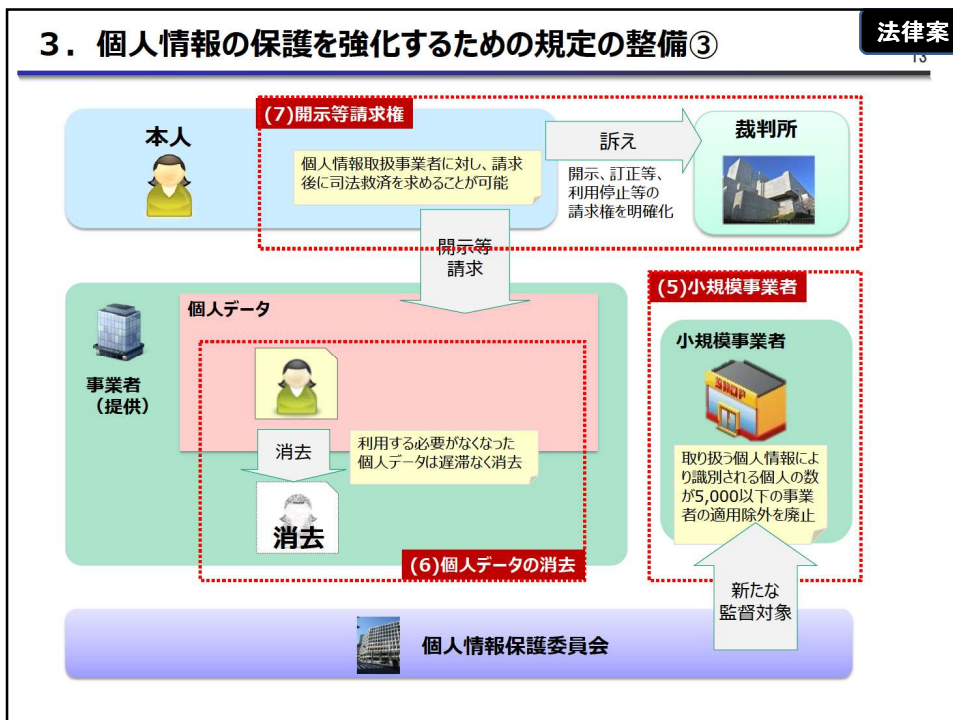
東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁
 「法25条1項が本人に保有個人データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである。」

➔

(7)個人情報の本人が、**個人情報取扱事業者に対して開示、訂正等及び利用停止等の請求を行う権利を有することを明確化する。**

(イ)開示等の請求に係る訴えを提起する前に、**個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととする。**

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
90



法律案骨子(案)

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備

(1)国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備

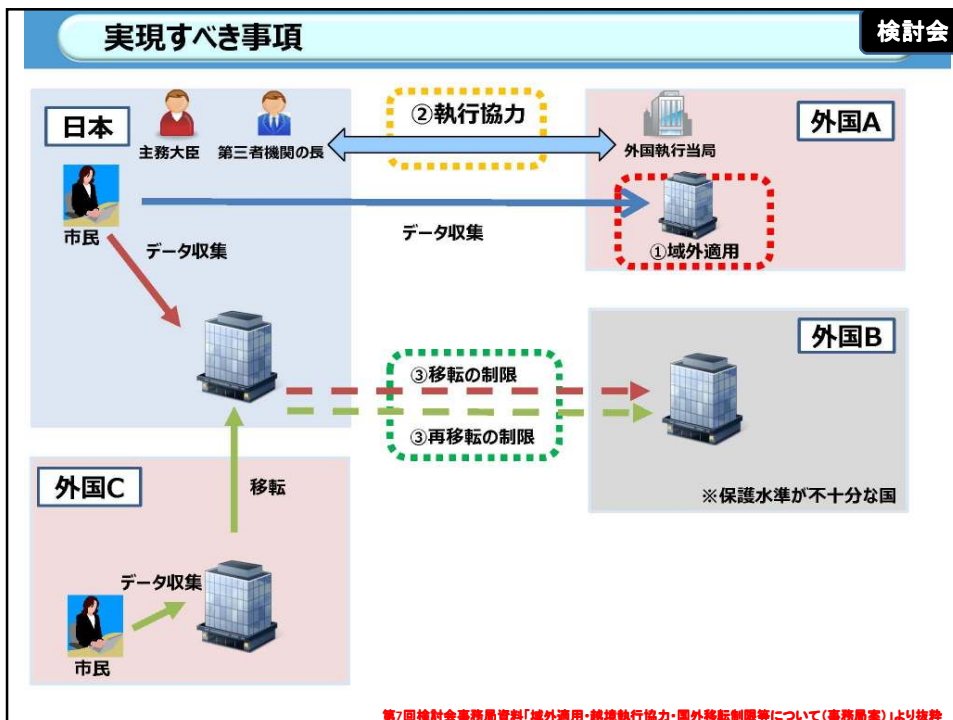
個人情報保護法第2条3項柱書及び各号

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

本法は、**国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報を取り扱う場合**についても、個人情報保護委員会による命令に関する部分を除いて、適用することとする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
93



2. 海外事業者に対する国内法の適用（1）

検討会

（1）基本的考え方

○現状の整理

- ・ 個人情報保護法に限らず、一般に、国の法令の効力はその領域以外には及ばないとされており、いわゆる海外事業者には、個人情報保護法の規制は及ばない。
- ・ 一方で、クラウド型サービスの普及等により、いわゆる海外事業者が、日本国内に居住する者を対象としてサービスを提供する事例も増えてきており、プライバシーを適切に保護するためには、いわゆる海外事業者にも我が国の法が適用されるべきではないかとの指摘がある。

○域外適用に関する考え方

- ① 消極的属人主義：国家は、自国民を保護するため、外国で行われた外国人の行為に対して管轄権を行使できる場合があるという考え方。我が国刑法で、この考え方が採用されている。
- ② 効果理論：外国における行為が、自国の領域内に影響を与え、行為者がそれを予見することができる場合に、外国における行為に対して自国の管轄権を行使できるという考え方。競争法において一般的に採用されている。また、EUデータ保護指令が、この立場に立っているとの見解もある。
- ③ 標的基準：自外国事業者が自国内の個人を標的とする何らかの行動を取った場合に、自国の管轄権を行使できるという考え方。EUデータ保護規則案（2012年公表）で、この考え方が採用されている。

○諸外国における域外適用の事例

- ・ 米国カリフォルニア州のモバイルアプリ会社WhatsAppがアプリを利用する者の電話帳から、当該アプリを利用していない者の情報も含めて収集していることに関し、オランダ・カナダのデータ保護機関が共同調査した事例（2013年）では、オランダ国内の人的・技術的手段（スマートフォンにインストールされた特定のソフトウェア）を利用していること、オランダ向けのサービスであること（オランダ語の設定画面の表示及びFAQ）等を根拠にオランダの国内法が適用されるとしている。

第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について（事務局案）」より抜粋

2. 海外事業者に対する国内法の適用（2）

検討会

（2）事務局案

○いわゆる海外事業者に対する国内法の適用についての考え方

- ・ 比較法の観点から、パーソナルデータを基本的人権として保護する欧州でも、消極的属人主義を採用せず、効果理論又は標的基準を採用していることを踏まえれば、我が国で消極的属人主義を採用することは現実的ではなく、効果理論又は標的基準のいずれかの考え方を採用することが適当と考えられる。
- ・ 効果理論の場合は「予見性」、標的基準の場合は「標的になったこと」の判断がポイントとなり、「予見性」のほうが「標的になったこと」よりも射程が広がるものと考えられる。
- ・ クラウド型サービスには世界中どこからでもアクセスできるため、例えば、英語でのみサービスを提供しており、事業者自身はアメリカ人向けにサービスを提供していると認識していたとしても、日本人がそのサービスを受けることは可能であり、また、事業者は日本人がサービスを受けていることに気付かない可能性が高い。このような事業者にまで我が国の個人情報保護法が適用されるとした場合、世界中のクラウド型サービスが潜在的に適用対象となり得るため、域外適用先の国家主権との関係からも諸外国からの賛同を得ることは難しいのではないかと。
⇒EUデータ保護規則案の考え方も参考に、日本国内に居住する者を対象にサービスを提供する事業者に限定し、法適用の対象とする、すなわち、標的基準の考え方を基本に据えてはどうか。

以上を踏まえ、いわゆる海外事業者であっても、我が国の個人情報保護法が適用され得ることを明確化するため、次のとおり定めはどうか。

『この法律において「個人情報取扱事業者」とは、以下の者をいう。

1. 個人情報データベース等を国内で事業の用に供している者
2. 国内に居住する者のために個人情報データベース等を事業の用に供している者』

※（仮称）準個人情報定義する場合、（仮称）準個人情報取扱事業者についても、同様の該当要件とする。

第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について（事務局案）」より抜粋

V グローバル化への対応
2 執行協力

大綱

個人情報の保護に関する基本方針2(5) (2009年9月1日最終改訂)
 OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の③参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、消費者庁は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

➔

外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、**第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を可能とすることとする。**
 また、**国際的な執行協力に関する枠組みへ参画し、有効に活用することとする。**

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
97

法律案骨子(案)

法律案

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備
(2)外国執行当局への情報提供に関する規定の整備

個人情報の保護に関する基本方針2(5) (2009年9月1日最終改訂)
 OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の③参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、消費者庁は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

➔

個人情報保護委員会は、**本法に相当する外国の法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。**

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
98

検討会
3. 第三者機関による国際的な執行協力等（1）
（1）基本的考え方
<p>○現状の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に執行管轄権は外国領土内には及ばないため、いわゆる海外事業者に我が国の法が適用されたとしても、その執行に従うか否かは当該事業者の任意となる。 ・ このため、適切な法執行を担保するためには、外国執行当局との執行協力が必要となる。 ・ 公務員法上の守秘義務や、行政機関等に関する個人情報保護法令によって執行協力が制限される可能性があるため、執行協力を実効的に行うには、あらかじめ法的根拠を定めることが重要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ いわゆる海外事業者によって日本国内に居住する者のパーソナルデータが不適切に取り扱われ、個人の権利利益の侵害が生じた場合又はその可能性がある場合には、当該事業者が拠点を置いてサービスを提供している国の法制度に基づいて適切な措置が講じられるよう、当該国の当局に対して必要な情報提供をできる必要があるのではないか。 ⇒ 国際協力の観点から、他国からの情報提供の要請があった際には、必要な情報提供をできるようにすべきではないか。 <p>○他の法律による規定</p> <p>「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）、「関税法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（以下「特定電子メール法」という。）等において越境執行協力に関する規定が置かれており、これらの規定が参考になるものと考えられる。</p>
<p>2015/2/20</p> <p style="text-align: center;">第10回DBSC早春セミナー 第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について（事務局案）」より抜粋</p> <p style="text-align: right;">99</p>

検討会
3. 第三者機関による国際的な執行協力等（2）
（2）事務局案
<p>○国際的な枠組みへの参画と活用</p> <p>執行協力が円滑に行われ、実効的に機能するためには、対外窓口の一元化や情報の一元管理が重要ではないか。また、国際的な枠組みに参画するとともにその枠組みを活用することで、情報収集、情報発信及び情報提供等をしていくことが必要ではないか。</p> <p>このため、OECDにおけるグローバルプライバシーに係る執行ネットワーク（GPEN）や、我が国も参画するAPEC越境プライバシー執行協力（CPEA）等の枠組みを活用していくことが必要であると考えられる。</p> <p>○外国執行当局への情報提供</p> <p>独占禁止法、関税法及び特定電子メール法等を参考に、次の事項を規定することとしてはどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第三者機関は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供できることとする。ただし、その情報提供が、個人情報保護法の適正な執行に支障を及ぼす等の場合には、情報提供してはならないこととする。 ② 当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、第三者機関の同意がなければ、海外の刑事事件の捜査又は審判に使用されないこととする。 ③ 第三者機関は、次の場合を除き、外国執行当局からの要請があったときは、提供した情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意することができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象が政治犯罪であるとき。 ・ 日本国内の法令によれば犯罪ではないとき。 ・ 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
<p style="text-align: center;">第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について（事務局案）」より抜粋</p>

V グローバル化への対応
3 他国との情報移転

大綱

個人情報保護法第23条1項柱書
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

個人情報取扱事業者は、外国事業者に個人データ等(外国事業者から提供された個人データ等を含む。)を提供しようとする場合、提供等を受ける外国事業者において個人データ等の安全管理のために技術進歩に対応した必要かつ適切な措置が講じられるよう契約の締結等の措置を講じなければならないこととする。なお、情報移転の類型に応じた措置の内容及び実効性を確保するための枠組みについて検討する。

また、第三者機関の認定を受けた民間団体が、国境を越えて情報流通を行おうとする事業者に対して、相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を審査して認証する業務を行う枠組みを創設することとする(前述Ⅲ3再掲)。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
101

法律案骨子(案)
5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備

法律案

(3)個人データの外国にある第三者への提供の制限

個人情報保護法第23条1項柱書
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合は、当該提供についての本人同意を得るか、次のいずれかの要件を満たさなければならないこととする。

(7)我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護委員会が定める国にある第三者に提供すること。

(4)当該第三者が本法の規定により個人情報取扱事業者が講じなければならないとされている措置に相当する措置を継続的に講じるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していること。

※現行の各企業の適切な移転手続きが合法であることを明確化。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
102

検討会

制限すべき移転の種類

対応概要

③ 他国への情報移転の制限

「移転」先が第三者に該当しない類型

- ① **事業者内越境移転**
国内法に基づき取得されたパーソナルデータを同一事業者の他国に構えられた拠点に移転して事業の用に供する場合
- ② **越境委託**
パーソナルデータの取扱いの全部又は一部を外国事業者に委託する場合
- ③ **越境共同利用**
パーソナルデータを特定の外国事業者との間で共同して利用する場合

越境第三者提供

- ④ **越境第三者提供**
国内法に基づき取得されたパーソナルデータを国外の第三者に提供する場合

越境事業承継

- ⑤ **越境事業承継**
合併その他の事由による事業の承継に伴ってパーソナルデータが外国事業者には提供される場合

越境再移転

- ⑥ **越境再移転**
外国事業者から提供されたパーソナルデータを国外の第三者に再提供する場合

日本 → 外国

同一事業者内での移転

日本 → 外国

移転

日本 → 外国

主体が消滅する場合もある

移転

日本 → 外国

国外からの移転

再移転

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 103
第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜粋

検討会

移転の制限の方策

対応概要

③ 他国への情報移転の制限

日本

→ データ収集

↑ 国外からの移転

「移転」

→

外国B

- ① 事業者内越境移転
- ② 越境委託
- ③ 越境共同利用
- ④ 越境第三者提供

① 個人情報取扱事業者等は、提供等を受ける事業者等においてパーソナルデータの安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう必要な契約の締結その他の措置を講じなければならないこととする。
② 第三者機関は、(1)提供元の個人情報取扱事業者等が、安全管理のために必要な契約の締結その他の措置を講じていない場合、(2)提供等を受ける事業者等において安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられていないと認められる場合、に差止め等できることとする。

(論点)
越境事業承継に伴う外国事業者へのパーソナルデータの提供に一定の制限を設ける必要があると考えられるが、自由な経済活動を過度に制限することのないよう配慮が求められるのではないかと。一方、越境第三者提供等については、提供元事業者に対し、何等かの制限を課すことにより、移転の制限を担保することが可能であるが、越境事業承継により提供元事業者が消滅する場合には、同様の制限を設けることにより担保することは困難であることから、実効性担保の在り方について検討する必要があるのではないかと。

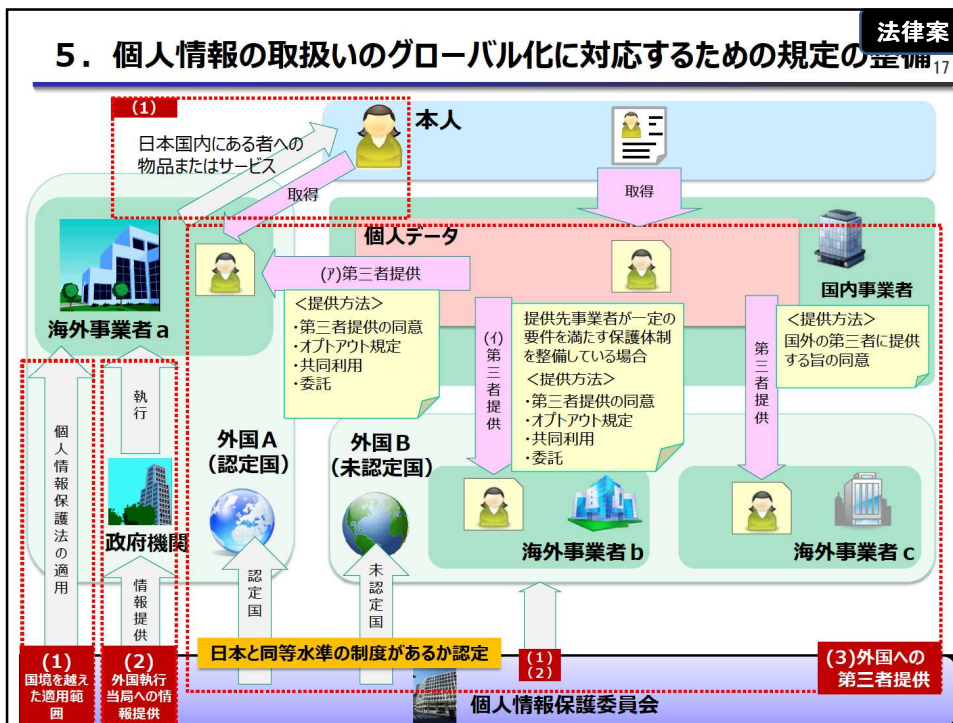
※吸収合併や吸収分割等の組織再編、株式の移転による外国事業者への支配権の移動などのように、組織構造の変化と同タイミングで情報の越境移転が発生しない場合があること等に配慮する必要がある。

- ⑤ 越境事業承継
- ⑥ 越境再移転

① 原則禁止とする。
② 移転元の外国事業者が移転に関する本人の同意を得ている場合等に限り可能とする。

越境「移転」は、データの本人が事前に関与することが可能な4類型と困難な2類型。類型に応じた方策を提案する。

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 104
第7回検討会事務局資料「域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について(事務局案)」より抜粋



大綱

VI その他の制度改正事項

1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い

(1) 取り扱う情報の性質及び取扱いの態様による適用除外

個人情報保護法第2条3項5号
この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一～四 (略)
五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人情報保護法施行令第2条
法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編纂し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。
一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
イ 氏名
ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
ハ 電話番号
二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

CD-ROM、電話帳やカーナビゲーションシステム等他人の作成に係るデータベースを利用する場合や、自治会や同窓会等の構成員内部で連絡網を作成し共有する場合等、**個人情報の性質及び取扱いの態様を踏まえ、個人情報取扱事業者の適用除外とするなど必要な措置を講ずることとする。**

第10回DBSC早春セミナー

法律案

法律案骨子(案)
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備
(3)情報の利用方法からみた規制対象の縮小

個人情報保護法第2条3項5号
 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 一～四 (略)
 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人情報保護法施行令第2条
 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。
 一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
 イ 氏名
 ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
 ハ 電話番号
 ニ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの(市販の電話帳等)は、個人情報データベース等の規制から除外する。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
107

大綱

VI その他の制度改正事項
1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い
(2) 取り扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮

個人情報保護法第2条3項5号
 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 一～四 (略)
 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人情報保護法施行令第2条
 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。
 一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
 イ 氏名
 ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
 ハ 電話番号
 ニ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

現行法における、取り扱う個人情報によって識別される特定の個人の数が5,000以下である場合の個人情報取扱事業者としての適用除外の規律を廃止し、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす者については、義務違反行為が故意又は重過失によるものである等の事由がない場合は、勧告及び命令の対象としないこととすべく、必要な措置を講ずることとする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
108

法律案骨子(案)
3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備
(5)小規模事業者への対応

法律案

個人情報保護法第2条3項5号
 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 一～四 (略)
 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

個人情報保護法施行令第2条
 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の**合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者**とする。
 一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
 イ 氏名
 ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
 ハ 電話番号
 ニ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 109


取り扱う個人情報が少量である場合の個人情報取扱事業者からの**除外規定を削除**する。

自民党政務調査会提言6.
 委員会は**取扱事業者の業態や事業規模に配慮した指導・助言・監督等を行う**旨を規定すること。

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備③

法律案

本人




(7)開示等請求権


個人情報取扱事業者に対し、請求後に司法救済を求めることが可能

訴え
開示、訂正等、利用停止等の請求権を明確化


裁判所



事業者(提供)



個人データ



消去
 利用する必要がなくなった個人データは遅滞なく消去

消去

(6)個人データの消去


(5)小規模事業者

小規模事業者



取り扱う個人情報により識別される個人の数が5,000以下の事業者の適用除外を廃止

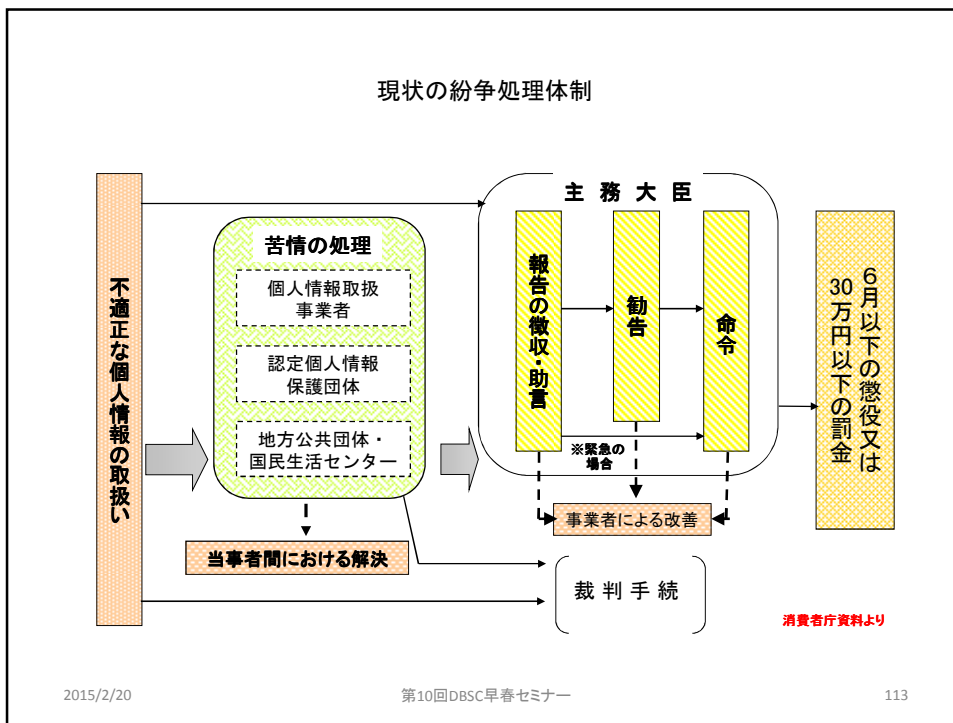
新たな監督対象



個人情報保護委員会

VI その他の制度改正事項		大綱
2 学術研究目的の個人情報等の取扱い		
<p>個人情報保護法第50条1項各号 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的 <p>個人情報保護法第35条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴取、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。</p>	➔	<p>学術研究の目的において、提供元事業者が第三者提供により、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあると考え、提供することに躊躇するという状況が見られないよう、学問の自由に配慮しつつ、講じるべき措置を検討する。</p>
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	111

VII 継続的な検討課題		大綱
1 新たな紛争処理体制の在り方		
<p>個人情報保護法第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>個人情報保護法第42条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。</p> <p>2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</p>	➔	<p>個人情報等の保護に関連した事案に特化した紛争処理体制の整備について、苦情・相談件数の推移、勧告・命令権限の発動件数等の現状に照らし、今後発生する紛争の実態に応じて継続して検討すべき課題とする。</p>
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	112



VII 継続的な検討課題

2 いわゆるプロファイリング

大綱


Uruguay Declaration on profiling adopted at 34th International Conference


Profiling Resolution adopted at 35th International Conference

EUデータ保護指令第15条1項
 構成国は、すべての者に対して、その者に関する法的効果を生じさせる、又は重大な影響を与える判断であって、かつそれが業績、信用度、信頼性、行為等、その者に関する個人的な側面を評価することを意図したデータの自動処理にのみ基づくものである場合に、その判断の対象とならない権利を与えなければならない。

多種多量な情報を、分野横断的に活用することによって生まれるイノベーションや、それによる新ビジネスの創出等が期待される中、**プロファイリングの対象範囲、個人の権利利益の侵害を抑制するために必要な対応策等については、現状の被害実態、民間主導による自主的な取組の有効性及び諸外国の動向を勘案しつつ、継続して検討すべき課題とする。**

2015/2/20 第10回DBSC早春セミナー 114

VII 継続的な検討課題		大綱
3 プライバシー影響評価(PIA)		
<p>番号法第26条1項 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。</p> <p>番号法第27条1項柱書 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p>		<p>番号法における特定個人情報保護評価の実施状況を踏まえ、事業者に過度な負担とならずに個人情報の適正な取扱いを確保するための実効性あるプライバシー影響評価の実施方法等について、継続して検討すべき課題とする。</p>
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	115

VII 継続的な検討課題		大綱
4 いわゆる名簿屋		
<p>個人情報保護法第23条2項 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 一 第三者への提供を利用目的とすること。 二 第三者に提供される個人データの項目 三 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。</p> <p>「第三者機関への届出及び公表は、いわゆる名簿屋の対策を意図したものと思われるが、実効的な対策ではないと思われるので、以下のとおり、作成される名簿の種類に応じた規制を検討するべきです。」(地婦連意見書1頁)</p>		<p>個人情報を販売することを業としている事業者(いわゆる名簿屋)等により販売された個人情報(いわゆる名簿屋)等により販売された個人情報が、詐欺等の犯罪行為に利用されていること、不適切な勧誘等による消費者被害を助長するなどしていること及びプライバシー侵害につながり得ることが、社会問題として指摘されている。 このような犯罪行為や消費者被害の発生と被害の拡大を防止するためにとり得る措置等について、継続して検討すべき課題とする。</p>
2015/2/20	第10回DBSC早春セミナー	116

法律案

法律案骨子(案)

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備

(2)第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

(3)不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

個人情報保護法第23条1項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

番号法第67条

個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

番号法第68条

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(2)第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

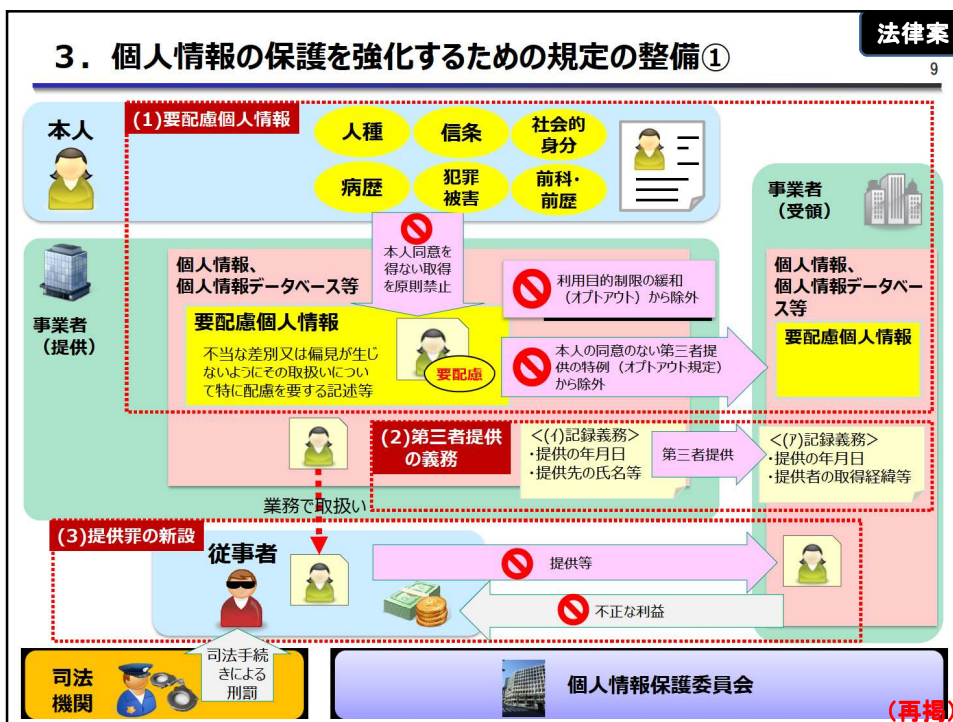
(7)個人情報取扱事業者は、**個人情報データベース等の提供を受けるときは、その提供をする者が当該個人情報データベース等を取扱った経緯等を確認するとともに、提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。**

(4)個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の第三者提供をしたときは、提供の年月日、提供先の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。

(3)不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、**その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為**を処罰対象にする。

2015/2/20
第10回DBSC早春セミナー
117



自民党政務調査会提言8.
個人情報保護の実効性を担保するには、法令の整備のみならず、**情報セキュリティ対策を不断に検討、構築**する必要があることから、その**努力規定**を設けること。

10.
個人情報保護法の各規定については、**3年ごとに見直しを行う旨**を附則に明記すること。

1.6. 大綱に対する消費者委員会意見書、パブリックコメント

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見【概要】

平成26年7月 消費者委員会

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)は、保護されるべきパーソナルデータの範囲やとるべき措置の内容等、具体的に示していない部分が多く、今後、制度設計の細部等を検討し法案化が進められる予定となっていることから、消費者の利益の擁護の観点から意見を述べる。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱	消費者委員会の意見
1 第三者提供及び目的外利用 (1) 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い ⇒適正な取扱いを定めることにより、本人の同意を得ずに第三者提供や目的外利用を行うことが可能 (2) 個人情報の範囲 ⇒「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」から、個人情報として保護される対象を明確化する (3) 利用目的の変更時の手続 ⇒本人が十分認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み(オプトアウト方式)を設けて本人に知らせる等が考えられる	○ 低減の程度や「適正な取扱い」の内容を明確にすべき。本人同意の取得に代わるだけの十分な透明性の確保、再識別化の禁止が「適正な取扱い」の重要な内容でなければならない。また、問題発生時に第三者機関が迅速に対応できるようにしておくことも必要。 ○ 保護対象としての個人情報に過度に限定されることがないように検討すべき。 ○ 本人同意を必要とする原則を重視すべきであり、オプトアウト方式による利用目的の変更を安易に認めることは適当でない。
2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設 ⇒民間団体による自主規制ルールの策定を可能とする(第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等が可能)	○ 自主規制ルール策定過程への消費者の実質的な参画により、消費者保護の観点から関係すべき。また、第三者機関がガイドラインを定め、自主規制ルールがない分野にも適用されることが必要。
3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 (1) 第三者機関の体制整備 ⇒現行の主務大臣の機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限、民間の自主規制ルールの認定等を行う (2) 苦情相談の受付体制 ⇒消費者が直接相談する窓口に係る具体的な明示はなし (3) 違反是正のための勧告・命令の対象の制限 ⇒一定の要件未滿の者の違反行為は故意・重過失以外は対象外	○ 第三者機関が適切に機能・役割を果たし、実効的な執行・効率的な運用がなされるような体制を整備し、消費者保護の観点から関与する有識者が、第三者機関の方針決定過程に委員として参画することが望まれる。 ○ 新たな相談窓口が整備されない場合、各地の消費生活センターに苦情相談が寄せられることが予想される。第三者機関と地方公共団体(消費生活センター)との間で緊密な連携や、消費生活相談員への情報提供・研修の実施等が必要。
4 「継続的な検討課題」とされている事項 (1) 紛争処理体制 ⇒今後発生する紛争の実態に応じて、今後継続して検討 (2) 「いわゆる名簿屋」に関連する問題 ⇒犯罪行為や消費者被害の発生・拡大防止のためにとり得る措置は、継続して検討	○ 大綱が示すような制度を設けることは、趣旨が不明確で、脱法の可能性や法の実効性を低下させるおそれがあり、避けるべき。 ○ 新制度の運営当初からの整備が不可欠。第三者機関が行政型ADRとして紛争処理を担うとともに、民間ADRの活用を進めるべき。 ○ 実効性のある措置は、新制度の創設と同時に実施されるべき喫緊の課題。

消費者基本計画改定

消費者基本計画・新旧対照表

平成26年6月27日 閣議決定（一部改定）

案前（平成25年度）				案後（平成26年度）			
165	個人情報保護法については、消費者基本計画において多岐にわたる施策にわたる社会的取組等について、消費者基本計画に盛り込まれる。	消費者庁 関係省庁等	要綱の起草と経緯を添付し掲載した。	165	個人情報保護法については、「デジタル社会」の分野において、消費者基本計画に盛り込まれる。また、消費者基本計画に盛り込まれる。また、消費者基本計画に盛り込まれる。また、消費者基本計画に盛り込まれる。	消費者庁 関係省庁等	要綱の起草と経緯を添付し掲載した。

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

121

パブリックコメント等（インターネット上に公表されているもの）

学術団体

- ・一般社団法人 情報処理学会
- ・独立行政法人 産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ
- ・慶應義塾大学国際インターネット政策研究会

専門家団体, マスコミ

- ・日本弁護士連合会
- ・大阪弁護士会
- ・公益社団法人 日本医師会
- ・一般社団法人 日本新聞協会

消費者団体

- ・一般社団法人 全国消費者団体連合会
- ・全国地域婦人団体連絡協議会（パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（事務局案）に対する意見）

その他団体

- ・一般社団法人 インターネットユーザー協会（MIAU）
- ・公益社団法人 消費者関連専門家会議
- ・特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

経済団体, 事業者団体

- ・一般社団法人 新経済連盟
- ・在日米商工会議所
- ・一般社団法人 情報サービス産業協会
- ・一般社団法人 電子情報技術産業協会
- ・一般社団法人 全国銀行協会
- ・一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス

その他個人

- ・佐藤慶浩氏（日本HP, 技術WG構成員）
- ・石黒猛雄氏

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

122

2. データ保護に関する海外動向

2.1. 欧州 (欧州連合及び欧州評議会)

- 欧州連合
 - 欧州委員会, 欧州議会 (直接選挙), 欧州理事会 (各国政府代表)
 - 規則と指令の違い
- 一般データ保護規則提案の帰趨
 - 2012年1月に公表されたのは欧州委員会提案
 - 2013年10月に採択されたのは欧州議会の委員会 (LIBE)
 - 委員会提案からLIBE採択の間に4000箇所程度の修正
 - 2014年3月に欧州議会可決
 - 2014年6月 欧州議会選挙
 - 司法総局担当委員長の交替
 - 2015年中 規則成立?
- 「忘れられる権利」など
 - 「忘れられる権利」はキャッチフレーズ的に用いられていたが, LIBE採択版では名称としては消滅 (内容は残存)
 - 2014年5月 欧州司法裁判所が「忘れられる権利」を認める
 - 2015年2月 Googleの諮問機関は.comドメインへの拡張は不要とする
- 欧州評議会第108条約
 - 加盟までの道のりは長いのか?

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

123

2. データ保護に関する海外動向

2.2. 米国

- 「プライバシー」「データ保護」に関する思想
 - 欧州: プライバシーは人権, データ保護も人権, 民-民でも当然に適用される (基本権保護義務)
 - 米国: プライバシー権は基本的には対政府の権利, 民-民は消費者保護の発想
- 第三者機関
 - 欧州: 政府から独立した第三者機関が必須
 - 米国: 大統領を離れて政府機関を監督する第三者機関は憲法上設置できない (学説)
- スノーデン事件
 - LIBE採択を早めた要因とされている
 - セーフハーバー改定案, プライバシーシール, BCR-CBPRの相互運用性の議論など, 米国も常に動いている
- オバマ大統領のイニシアチブ (2015年1月12日)
 - ①連邦レベルの, 統一されたID窃盗防止法
 - ②信用情報への更なるアクセス
 - ③新たな消費者プライバシー権利章典
 - 2015年2月, ベースラインを定めるような (例えば, 利用目的規制) 法案提出予定
 - ④学生デジタルプライバシー法案 (the Student Digital Privacy Act)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

124

2.データ保護に関する海外動向

2.3.OECD

- 国家的なプライバシー戦略
 - 改正されない「基本方針」
- プライバシーマネジメントプログラム
 - 基本方針上の措置及びプライバシーマークとの関係, APEC-CBPRとの関係
- データセキュリティ侵害通知
 - 現状, 基本方針及びガイドライン上の制度で運用
- 説明責任を果たす組織
 - プライバシーマネジメントプログラムに対する監査類似の制度
- 効果的なプライバシー執行
 - 「プライバシー保護法」「プライバシー執行機関」の定義の導入
- 「参照すべき国際規範なのか」という問題提起
 - 欧米の利害調整の産物であるが, インパクト小か

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

125

3.今後のスケジュール等

- 大綱記載のスケジュール
 - (1)2015年1月以降可能な限り早期に関係法令を国会に提出
 - (2)改正法の成立後, 周知及び準備が必要な部分を除き早期に施行, 可能な限り早期に第三者機関を設置し, 業務を開始
 - (3)可及的速やかに残りの部分についても施行
- 国会スケジュール
 - 予算関連法案であれば, 2月中旬閣議決定, 2月下旬提出
 - どの委員会で審議されるか?
- 想定されている規範
 - 政令, 省令, 告示, 委員会規則, 自主規制ルール...

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

126

参考文献(1)

- 個人情報保護法の解説書
 - 園部逸夫編著・藤原静雄・個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説<<改訂版>>』(ぎょうせい, 2005年)
 - 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第4版]』(有斐閣, 2013年)
 - 岡村久道『個人情報保護法 新訂版』(商事法務, 2009年)
 - 右崎正博他編『新基本法コンメンタル 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社, 2013年)
- 個人情報保護の国際関係についての解説書
 - 堀部政男編著『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務, 2010年)
 - 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』(勁草書房, 2014年)
 - 『国際移転における企業の個人データ保護措置調査報告書』(消費者庁, 2010年)
 - 『諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2011年)
 - 『個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2012年)
 - 『アジア太平洋地域等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・報告書』(消費者庁, 2013年)
 - 『個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査報告書(平成25年度)』(消費者庁, 2014年)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

127

参考文献(2)

- 番号法の解説書
 - 岡村久道『よくわかる共通番号法入門ー社会保障・税番号のしくみ』(商事法務, 2013年)
 - 宇賀克也『番号法の逐条解説』(有斐閣, 2014年)
 - 水町雅子『やさしい番号法入門』(商事法務, 2014年)
- パーソナルデータの利活用に関する制度見直し
 - 「【特集】ビッグデータの利活用に向けた法的課題ーパーソナルデータ保護法制の展望」ジュリスト2014年3月号(No.1464)
 - 瓜生和久「パーソナルデータに関する検討会の背景・概要と「制度見直し方針」の解説」NBL2014年1月15日号(No.1017)
 - 瓜生和久「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」の概要」NBL2014年7月15日号(No.1029)
 - 森亮二・伊東亜紀「対談 パーソナルデータ大綱の読み方」BusinessLawJournal2014年9月号
 - 小林慎太郎『パーソナルデータの教科書』(日経BP, 2014年)
 - 「特集① ビッグデータの利活用と個人情報保護法制」自由と正義2014年12月号(Vol.65)
 - 「特集 パーソナルデータの利活用における技術および各国法制度の動向」情報処理2014年12月15日号(Vol.55 No.12)
- プライバシー保護技術
 - 「【特集】プライバシーを守ったITサービスの提供技術」情報処理2013年10月15日号(Vol.54 No.11)
 - J. ヴァイダヤ他著『プライバシー保護データマイニング』(丸善出版, 2012年)

2015/2/20

第10回DBSC早春セミナー

128